

令和2年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和2年9月9日 午前10時00分 開会
午後 3時13分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 8番 川村優子 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したまま、ご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可を得ましたので一般質問に立たせていただきます。

今回は2つございます。1つは、県域水道一体化計画と葛城市の水道事業の将来について伺います。葛城市の水道事業は皆さんもご存じのとおり、葛城山麓という大変恵まれた地勢を生かしながら、先人たちのご努力によりまして県内で最も水道料金が安く、また高いサービスを提供されております。現在進んでおります県域水道一体化計画によりますと、葛城市を含む28市町村が1つの広域水道企業団に統合されていく、そのため、この葛城市の水道事業、どうなるのかという市民の方々のご懸念もあります。この問題について質問してまいります。もう一つは、葛城市道の駅かつらぎの指定管理の選定について伺ってまいります。

これよりの質問は質問席より行わせていただきます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 それでは、質問させていただきます。

葛城市の水道は、先ほど述べましたように奈良県下で最も安い水道料金を提供しております。水道料金が近隣都市の半額であるということから、近隣市から引っ越しされてこられた方々が大変驚かれておられます。他方、奈良県内には自己水源から水を得ることが大変困難であったり、あるいは過疎による人口減少によって水道事業を維持することが困難な、そうした市町村も出てまいっております。現在でも、既に県営水道から100%、この県水、上水を買って、自己水源を持って自前の浄水場を運営する、これをやめて切り替えていく、そのほうがかえって水道料金等も安く提供できるとして、県内の市町村でも県水への100%の切替えを行ってきている自治体があります。したがって、奈良県はこうしたことを含めて

奈良モデルとして、県内28市町村の水道事業を1つの広域水道企業団に統合する、そうした計画を進めておるところであります。

しかしながら、その中であって、葛城市は先ほど申し上げたとおり、葛城山麓の大変恵まれた地勢にありまして、先人の方々が大変努力されまして優れた水道事業を経営しております。果たして、この葛城市がこの優れた水道事業を廃止して、そのほかの市町村と同じ1つの広域水道企業団に統合されるのが葛城市民の利益となるのかどうか、これは議会で今後ともしっかり議論していく必要があると考えております。

また、水道の広域化につきましては国の水道法の改正がございました。水道の民営化が可能になる、そうした道が開かれたわけであります。このことに対しても、この水道の広域化が水道民営化の将来の地ならしになるのではないかという、そうした懸念を表明されている方も市民の中にはおられます。

そこで、まず最初に、このスケジュールについてお伺いしたいと思います。県域水道一体化計画のスケジュールで、まず議会の議決が必要になるということが出てこようと思っておりますけれども、その議決はいつ頃が想定されているのでしょうか。上下水道部長のほうでお願いします。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問です。議会の議決を要する時期についてですが、基本協定の締結、あるいは法定協議会への参加が一体化に参加するかどうかの判断となりますが、その時期につきましては現時点でのスケジュールによりますと、令和3年度からの任意協議会、準備室での統合に向けた準備作業を経まして、令和6年度に企業団設立となっていることから、令和3年度から令和6年度の間となる見込みでございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。早ければ来年度中にも議会での議決が求められることもあり得るということと理解いたしました。ところが、その議会の議決の前に奈良県の県域水道一体化計画を検討している検討会というものが案を出しておりますけれども、以下、奈良県の検討会と呼ばせていただきますけれども、この奈良県の検討会は、対象となる28市町村に対して覚書というものをその前に締結することを求めております。水道事業の統合の実現に向けた協議、検討を互いに協力し、進めることとするという、そうした合意を市町村に求めているわけであります。

そこで、この覚書書について伺います。奈良県の検討会は、対象となってる県内28市町村に水道事業等の統合に関する覚書の締結を求めておりますけれども、これは議会の議決案件でしょうか。また、いつ締結する運びとなっておりますか。上下水道部長、よろしくお願います。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 ただいまご質問の覚書の締結につきましては議会の議決案件ではございません。

また、締結時期は本年、令和2年12月下旬から令和3年1月上旬頃と予定されております。
以上です。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。覚書締結は議会の議決案件ではないと、したがって、この締結の時期もそれに先立って、今年の12月下旬から来年1月上旬になるということでありました。これにつきましては葛城市では、10月に市長選挙がありまして11月から新しい市長になるということですから、その下での行政で判断いただくのかなと思いますけれども、ぜひこの市長選挙、市民の皆さんの市政に対する関心が高くなる時でありますから、この水道事業の問題についても、それなりに各候補者の方々が市民の方々から意見を聞いていただければ私は思っておりますが、それにしてもこの覚書書、行政のほうで判断されるということでもありますから、それなりに今後の方針を持って、行政として判断していただきたいと思っております。

そこで、この覚書書について質問してまいります。6月の定例会で葛城市の県域水道一体化調査特別委員会、ここにこの奈良県の検討会の覚書の案が提出されております。その内容について、幾つかお伺いしたいと思います。その覚書の案の第5条に、水道施設の整備方針について書かれています。広域水道企業団に参加すれば葛城市内にある3か所の浄水場、これはどうなる見込みでしょうか。お答えください。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 葛城市内にある3か所の浄水場についてでございますが、浄水場の建設年度、あるいは老朽化等を考慮し、段階的に浄水場の集約を行うことと予定されてございます。現在、一体化計画の区域内にございます18か所の浄水場は五條、吉野区域の4か所を含め、将来7か所に集約される予定となっております。葛城市の3か所の浄水場も廃止の方針案となっております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。県域水道一体化計画の下で広域水道企業団に参加すれば、葛城市の浄水場3つとも廃止となるということでもあります。そうすると現在、葛城市は自己水源を持っております。9か所のため池から水道水の元となる水を取りまして、市内にある3か所の浄水場で上水をつくっております。この自己水で葛城市の水道水の75%を賄っており、残り25%が県営水道の水を買っているということになっておりますけれども、そこで伺いますが、3つある浄水場を廃止するということは当然これ自己水を放棄するということになるのかと思います。県営水道100%受け入れる、そういうことでよろしいのでしょうか。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 谷原議員、お見込みのとおりでございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 葛城市の水道料金が県内で最も安いその最大の要因はこの給水原価、もともとの葛城市が自己水源から手に入れている水が大変安いということなんですね。これはなぜかと申しますと、これこそ旧當麻町、旧新庄町等の先人たちが地元の、要はため池の水からその水をいた

だくために大変ご努力されて、長年にわたってこの自己水源として開発されてきたその安い取水を行っているために葛城市の安い水道料金があるわけであります。

そこでお伺いしますけれども、こうしたため池からの取水のために、葛城市がこれらのため池の水利を管理する団体等に全体として幾らお支払いしておられますか。また、その団体数、合計費用、それについてお伺いいたします。お願いします。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 令和元年度の実績では、受水費等といたしまして、9団体に対しまして総額約1,700万円をお支払いしております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。これは1,700万円ということでありまして、ため池を管理してる土地改良区や大字自治会などに支払われていると伺っております。平均すると1団体当たり約188万円が毎年支払われているわけです。このため池の管理というのは大変な労力を必要としております。夏の猛暑の中で、非常に傾斜のきつい堤の草刈りだけでなく土砂の堆積、そうした撤去も必要となっております。こうしたため池の維持管理に、あるいは農と水の保全、そのために、こうした年間1,700万円の費用がこれらの管理してる団体に毎年支払われているわけでありまして。まさに山麓地域の環境保全、ため池の安全な管理の上からも葛城市の水道事業は大きな役割を果たしていると言えます。

しかし、先ほどご答弁がありましたように、広域水道企業団に葛城市水道事業が統合されると100%、県の水を受け入れることとなりますから、こうした9団体に毎年支払われている取水費は廃止されることとなります。つまり、自己水源を放棄して、農業と水の環境保全に逆行することになってしまうと私は考えます。

さて、次の質問に移ります。この覚書案の第7条であります。ここには各市町村の水道事業が持つ資産の引継ぎを統合した場合に、どう扱うかということについて記載がございます。そこにはこう書いてあります。関係団体が、つまり統合に参加する市町村水道事業でありますけれども、その団体が所有する資産等は、統合時において企業団に引き継ぐものとするがあります。

そこで伺います。葛城市の資産は、現在どうなっていますでしょうか。お願いします。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 令和元年度末におけます保有資金は長期貸付金を含めると約19億2,100万円、一方、企業債残高のほうが約2億7,700万円となっているところでございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 つまり、保有資金というのは剰余金をずっとため込んだものでありましようけれども、一方で長期の企業債を借りてる。その企業債残高も2億円余りあるということでありまして、約14億4,000万円ぐらい葛城市は保有資金を持っているということであろうと思います。問題は、この保有資金や企業債が広域水道企業団にどのように引き継がれるかということでありまして。先ほど紹介しましたように、この覚書案の第7条には所有する資産等、これは借金も含めてということでありまして、統合時において企業団が引き継ぐとなっております。

す。ところが、この資産内容が統合対象となってる28市町村によって全く異なっております。葛城市のように借金よりも保有資金の多いところもあれば、反対に保有資金よりも借金の多いところもございます。

これは総務省が毎年公営企業年鑑というものを公表しております。これは地方公営企業、鉄道事業とか病院事業とか様々でありますけれども、その地方公営企業の経営状態について、毎年年鑑を出しております。これは総務省のホームページに公表されているものでありますけれども、その平成30年度、これが一番新しいわけですが公営企業年鑑のデータを見ますと、奈良市はプラスマイナスすると約85億円程度の赤字であります。それから大和郡山市はこれ80億円を超える黒字なんです。これ大変な差であります。それから大和高田市は約12億円の赤字、御所市も約17億円余りの赤字、葛城市は先ほど申しましたように、保有資金とそれから長期の企業債の差額、約10億円余りの黒字となっております。これが企業団に統合されると全部同じ扱いになってしまいます。つまり、市町村で大きな格差があるのにこうした黒字も赤字も関係なくなるということに対して、これは大変な不公平が生まれるということになろうかと思えます。大変な経営努力された優良なところほど、大きな損害を市民に与えることになりまして、逆に赤字で苦しんでいる市町村は助かることになりましてけれども、これは本当に不公平だと私は思います。

そこでお伺いしたいと思いますが、実はこの件に関しまして、7月8日の毎日新聞の朝刊に大きな記事が載りました。それは大和郡山市の水道事業においては、借金である企業債が8,000万円余り、反対に保有資金は80億円を超えている。そうしたことから、広域水道企業団への統合によって、市民の財産をほかの自治体の借金の埋め合せに使わせたくない、使わせるわけにはいかない。そのため、この水道事業で蓄えてる保有資金、この一部を一般会計に移したと、20億円か30億円だったと思えます。かなりの保有資金を移しております。これは地方財政法の第7条3項に次のような規定があるんです。公営企業について歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第1項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は特別会計に繰り入れることができる。つまり、ちゃんとした法的根拠に基づいて、大和郡山市は覚書案で、こんな資産、これはもう赤字、黒字関係なしに受け入れますというこの覚書案が公表された後、議会の議決を経て、この多額の黒字を一般会計に移したということをしたわけでありまして。これは地方自治として私は当然だと思えます。もちろん大和郡山市がこの広域水道企業団に参加するかどうかというのは分かりませんが、こうした大和郡山市の対応、この点について市長はどのようにお考えか、市長のご見解を伺います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 今現在、議論の最中でございますので、まだ企業団に参加するかしないかということは決めてない段階でございますので、まずそのことについてはご理解をいただきたいと思えます。

大和郡山市さんが取られた行動につきましては合法だと考えております。ただ、覚書の段階で書いております資産は全て、これは負債も含めてでございますので、それを統合時には持ち寄るということになってることから考えますと、非常に違和感のある行動であるという

具合に理解をしております。

以上でございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 大和郡山市がこうしたことを行うのは違和感がある。つまり、覚書案で企業統合の方向に協力して進めていこうというふうなことが進んでる段階で、こういうふうなことをするのは違和感があるというご答弁だったろうと思います。しかしながら、私は基礎自治体の任務というのは、やっぱりその自治体に住まれている住民の方の利益を守ることだろうと思います。葛城市の自治体としての役割は何よりも葛城市民、住民の利益を守ることであります。議会も同様であります。私は市民が大きな損失を被ることに対しては、やっぱり知恵を出して、これを守っていくべきだろうと私は思っております。

続いて、覚書案に書いてある問題で質問してまいります。まだ案の段階であります。これから変わっていくかもわかりませんが、たたき台として出されたものですから、それについて質問したいと思いますが、この覚書案の第3条にこうあります。水道事業等の統合に関する基本方針に定める基本事項について、合意して協議、検討を互いに協力して進める。そういうふうにありますから、基本方針案というものがあるんですね、覚書案以外に。

さきの6月定例議会の調査特別委員会では、この基本方針の草案も同時に出されました。その草案を読みますとこう書いてあります。事務所は、企業団設立開始当初は各構成団体の事務所とするが、一定期間後、ブロック統括センターを設け、事務所の集約を行うものとするところがあるんですね。また、お客様センター業務の窓口は顧客サービスの向上を図りつつ、一定期間経過後、ブロック統括センターを設け、拠点の集約を目指すというふうになっております。

そこで、お伺いしたいんですけれども、現在、大字竹内にある葛城市上下水道事務所は広域水道企業団に参加した場合、しばらくの間は事務所として維持されるようなんですけれども、その後はどうなるのでしょうか。ブロック統括センターが葛城市に設置されなければ、葛城市上下水道事務所は廃止となるのでしょうか。このことについて伺います。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 現在の上下水道部の事務所についてでございますが、各市町村の事務所は一定期間経過後、ブロック統括センターを設け、事務所の集約を行うとされてございますが、場所、あるいは時期につきましては、今後協議、検討されることになってございます。葛城市に設置されるか、また設置されない場合には完全に廃止されるかどうかにつきましては、現時点では未確定となっております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 実は、このブロック統括センターについては、この間の議論の中でもありましたと思いますが、大体、県内5か所程度に集約されるようであります。水道事業の統合は事務の効率化を図るためでありますから、奈良市や橿原市など人口の多い都市部に設置されることになることは容易にこれ私、想定できると思うんですね。葛城市にブロック統括センターが置かれるということは、私は極めて想定しにくいことだろうと思います。そうすると、お客様セン

ター業務の窓口は葛城市内にはなくなってしまうんですね。私は葛城市の水道事業は大変住民サービスが高いところだろうと思います。それについては、漏水対策において本当に皆さんよくやっていただいております。

先日も、これは土曜日の早朝だったんですけれども、ある方から散歩の途中で漏水箇所を見つけましたと、水道課に連絡が入ってるか確かめてほしいというお電話がありました。早速水道課に電話いたしますと、土曜日の早朝であるにもかかわらず、職員が漏水箇所は聞いておりますということで、その日の午後には修理が完了いたしました。そのほかにも、ほかの市から転入された方から、葛城市は漏水の修理がとても速い、その日のうちに来てくれる。以前住んでいたところでは3日も4日もほっておかれたと。その理由は民間の事業者に委託しているため、業者の都合がつかないということでもあります。葛城市では、ちょっとした漏水については水道課にあるユンボなどを使って、職員がすぐ対応してくれます。直営と民間委託を併せて、こうした漏水対策をやっているわけでありましてけれども、これは地元のことをよく知っている葛城市の水道局の職員ならではだと私は思います。このことは地震災害など大規模災害においても葛城市水道課が水道事務所として存続すること、このことが大変重要だろうと私は思います。

現在、新自由主義経済の推進によって公的機関が統廃合される、あるいは民営化されるということが続いております。ところが、新型コロナウイルス問題で、効率化のために保健所の統廃合が全国的に行われたことに対して、感染対策の遅れとなっていることが大変マスコミでも取り上げられておるところであります。水道企業団の統合に葛城市が参加することになると、自ら自己水源を失って水道事業もなくなってしまう。水道料金が高くなるという問題だけじゃない、深刻な住民サービスの低下があるのではないかと私は思います。

日本共産党は広域化そのものに反対というわけではございません。過疎化などで水道事業がなかなか立ち行かなくなる市町村が進める水道の広域化は必要であるでしょう。また、補完自治体としての都道府県が、そうした基礎自治体を支援すべきであろうと思います。ところが、奈良県が進めている今回の水道広域化は、経営が困難になってきている市町村水道事業も優良な経営を続けているところも、1つの広域水道企業団に統合して水道料金を統一するものであります。優れた自治体について、その経営について任せるべきではないでしょうか。ほかの市町村の意見に優良な経営を統廃合して。

下村議長 この件について何か。

(発言する者あり)

谷原議員 ちょっと待ってください。動議を出すんやったらいいですよ。発言の途中に、ちょっと失礼じゃないですか。発言の途中じゃないですか。毎回そうじゃないですか。いやいや、そらあかんですよ、そなん。ちゃんと止めるんやったら手続に従って止めてください。発言の途中じゃないですか、議員の。一般質問の権限を侵すものですよ、それは。ちゃんと手続ののっとって議事やってくださいよ。

下村議長 続けてください。

谷原議員 奈良県が今回進める水道事業に対して28市町村まとめて統合するということについては、

私は大変問題があると考えております。

次に、この水道事業の問題は、経営内容だけではなくて地域経済にも大きな影響が出てまいることについて指摘してまいりたいと思います。今後こういう問題をしっかり考えていただきたいと思って私は一般質問で取り上げますので、よくそれは聞いていただきたいと思っております。

葛城市上下水道部が入札を行っている排水管や給水管の新設工事、布設替え工事、これらの工事に伴う道路舗装工事について市内業者が入札によって落札しております。この管路工事についての入札金額の合計額や道路舗装工事の入札金額合計額、これ令和元年度実績はどうなってるでしょうか。お伺いいたします。

下村議長 西川議員。

西川議員 あの別に谷原議員の……。休憩してください。

谷原議員 動議で休憩というのではないでしょう。時間止めてください。時間止めてください。

下村議長 時間は止めてください。西川議員。意見あるのやったら言うてください。ちょっと休憩は今のところできないんですけども。

西川議員 県域水道のことをきちっと聞く、市民に知らせるっていう意味で質問されるのはええんですけども、明日にでも厚生文教常任委員会の後、谷原議員も県の広域水道の一体化についての特別委員会が開催されるわけで、今、ずっと話聞いてると広域水道で議決に向かうんか、それとも市長の答弁のように、まだ参加するんかせえへんかのいろんな議論を理事者側から特別委員会が調査せないかん段階で、理事者側から今の質問で考えをもう既に言うてもらいと、この特別委員会の在り方っていうのがどういうことになってくんのんか。谷原議員もそこに入ってないというんなら別やけれども、委員で入られるわけですから、そこらは質問のことに對して、先ほどの浄水場を廃止するんかとかどうかとか、そういうところまで踏み込まれると、この特別委員会を設置して、これからやっていく委員会の意味がなくなってくるので、そこらのところを気をつけていただきたいというふうに思っておりますので、議長の取り計らい、よろしく願いを申し上げます。

(発言する者あり)

下村議長 ちょっとお静かにお願いします。静粛にお願いします。西井議員、ちょっと……。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げておきます。

以上です。

西井議員、続けてください。

西井議員 あさって、取りあえず水道のことについて特別委員会開く予定しております。またそのときにも説明あるということもあるので、そういうことも含めて、一般質問で先にやられたら、これ事前協議に当たるような部分になるんじゃないかなと、その辺、委員会としては非常に注意したいということがございますので、どうかその辺、議長の判断の中で特別委員会をせっかく設置したのに、本会議での質問の中で答弁で出てくるようなことも含めて話されるの

は、委員会軽視になるということを留意してもらいたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

下村議長 谷原議員、ちょっとご理解のほどで質問席からまた質問していただいたら結構なんですけれども、この中で、あまりこう議員同士の考え方の違いでトラブルが起こるようなことは避けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

下村議長 谷原議員。

谷原議員 この質問は6月の定例会の調査特別委員会のところに出された資料、これは当日出されました。目を通すこともあまりできずに、十分な審議ができなかったんです。その資料の中身についてを確認してるだけです。何らこれが決定されたもので、葛城市がどういう方向に行くかということを審議するためにこの私の一般質問をやってるわけじゃないんです。これは聞いていただいたら分かると思います。また、こういう問題が水道事業については考えておくべき問題があるんじゃないでしょうかという、そういうことで問題提起してるわけですから、何か事前審査みたいなこと言われますけど、これは議案ではありませんから、まだね。議案になってることを事前に審査するのは事前審査の疑いがあるということで、当然やってはならないと私も分かっておりますけれども、まだ水道事業についてはこれから議論を深めていく。その議論を深めていくために一般質問で、前回出された資料について私は確認していているわけです。

今度、また新しい資料が出てくるわけですね。それについては調査委員会でやるべきで、このことについて私は言ってるわけじゃないので事前審査にも当たりません。過去に出された資料について、実際の葛城市においてどうかということをお伺いしてるわけですので、水道事業について市民の関心も高いし、大きな関心があるところなので、ぜひ議論を深める。そのための一般質問をさせていただいてるということで、ご理解いただきたいと思っております。

下村議長 委員会でも、またいろいろ深いことも質問していただいたら結構なんですけれども、この場ではちょっと時間の都合もありますので。

これに関して。西井議員。

西井議員 事前審査ばかりやなく、やっぱり6月に資料出されたやつを分かりにくかったというのも含めて、あさっての委員会で質問される機会があると思います。だから、委員会が方向性でいろいろ十分に各委員が水道問題、これ非常に大きな問題やからご意見が出る問題やと思います。それがために特別委員会設置してんのにも本会議で一般質問やからかまへんやろ。6月に説明で、資料がじゃなく、6月の資料がいきなり出されて分からなかったら、あさっての委員会で、十分そのことも含めて質問されるべきやろうと思っておりますので、それを質問に対して、私、委員長としては拒否するつもりはございません。そやから、その委員会を軽視するような形はやめてほしいと申し上げてるわけです。

下村議長 明後日、委員会がありますので、ちょっとその件で、谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。以後、気をつけて、それでは質問してまいります。この点について委員長のご指摘に配慮して。

下村議長 ちょっと待ってくださいね。

谷原議員。

(発言時間計測再開)

谷原議員 それでは、水道事業について、議論を深めていくための1つの視点として1つ質問させていただきます。

現在、葛城市では水道事業を入札によって管路工事とか、そういった地元事業者いろいろな事業を行っていただいているところでもあります。そうした入札工事によって葛城市内、地元業者等がどれほど金額、落札してるのか、そのことについて伺いたいと思います。

管路工事、つまり、これは水道管を新しくしたり、布設替えしたり、そうするために行う工事、この入札金額、それからその後、道路舗装することになりますから、それについての入札金額の合計、これについて令和元年度、実績はどうなってるでしょうか。お願いいたします。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問の令和元年度におけます管路工事における入札契約金額は、合計税込み約1億5,030万円でございます。舗装工事におきましては、税込み約4,863万円となっております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 この管路更新については、多くはもう地元の水道事業者等によって請け負われてきたわけですが、毎年2億円程度公共事業としてずっと行われてきてるんです。実は、葛城市の管路の更新年限が、今は非常に新しくなってるんですが、令和21年ぐらいから、これをどんどん更新していくという見通しで、葛城市の平成30年度の葛城市水道ビジョンに詳しく書いてあります。そこを見ますと、今後水道管が老朽化していく、その布設替えのために令和21年度から毎年7億円の事業投資をして、これを更新していくという図がこれの21ページにその図としてあるんです。

これだけの事業を毎年7億円ですから、10年間で70億円の公共投資ということになります。それも安定的な公共投資をやっていくということになるんですね。これが地域経済にどのような影響を与えるかということなんです。つまり、毎年葛城市民の水道料金の中から、その水道を維持するために7億円近いお金が毎年地域に投資される。それも安定的に投資されるんですね。そうすると、そこで新しい雇用も生まれますし、今ある水道事業者だけでは対応できないので新しい事業者も誕生するでしょう。つまり、葛城市民が支払った水道料金で毎年それだけの公共投資が行われていくということは、地域循環型の経済にとって最も理想的な在り方だと思います。

これが広域水道企業団になると、こうした入札がどうなるのか。これは広域化するということが効率化ですから、升を大きくしてコストを下げることでですから、当然企業団の本部は奈良市に置かれます。大きな入札金額にして大手に受けてもらう。そうすると、葛城市内のそうした、これまで積み上げてきた、これは今のところ毎年2億円ですが、将来的には7億

円ぐらい毎年投資しないと間に合わなくなるんですね。そういうふうな大きな経済的な効果、これを失うのではないかと私は思っております。

これについて、奈良県における水道の今、広域化の検討会に葛城市も参加して、いろいろなことを調査されて、その報告が議会にあるわけでありましてけれども、こうしたことについてはどう検討会では考えておられるのか、何らかのそうしたことが話題になってるのかどうか、これについてちょっとお伺いしたいんです。

下村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 各市町村の地元業者の取扱いにつきましては今後協議、検討するとしております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 私は水道事業の広域化という、どうしても市民全体に係る水道料金に目が行きがちなんですけれども、実はそうしたことによって水道事業という大きな公共投資が毎年行われている。この効果について、やっぱりこれは議会としても今後議論していくべき大きな課題ではないかなと思っております。

これまでの質問をまとめますけれども、私が心配しているのは県域水道一体化に関わりまして、葛城市の浄水場の問題、自己水源の問題、これがどうなるのかな。事務所、これがなくなるのではないかな。あるいは地域経済への影響、これがどうなってるのかな。こうしたことについて今日はちょっと取り上げさせていただきました。今後とも葛城市におきましては、県域水道一体化調査特別委員会がごぞいます。先ほど委員長からもご発言ありました。これはしっかり、今後ともこの問題について議論してまいりたいと考えております。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

道の駅かつらぎ施設の指定管理の選定について質問したいと思います。現在の指定管理者は株式会社道の駅葛城ですけれども、その指定期間の終了はいつになるのでしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの谷原議員の指定期間終了の時期でございますが、令和3年3月31日となっております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 もう今年度中に終了ということですから、次期の指定管理者を選定するときになってきていると思います。

そこで、質問いたします。葛城市の道の駅かつらぎの現在の指定管理者選定についてですけれども、これは行政処分ということですから、入札ではなく行政が指定する、あるいは選定委員会で指定を決めるということであろうと思います。最初の道の駅かつらぎの現在、株式会社道の駅葛城が請け負って指定管理者になっておりますけど、この最初の公募による選定が行われたのは、これは公募による選定だったのでしょうか、それとも行政による行政処分としての指定だったのでしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまの質問ですが、平成27年11月に公募により選定しております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 公募ということですがけれども、そのときに指定管理者に応募された団体、幾つあったでしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 今のご質問ですが、1団体でございました。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 つまり、公募したけれども1者の応募しかなかったということであります。これは総務省が指定管理者制度の運用についてということで、ちょっと古いんですけども、平成22年に発出してる文書があります。そこには指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいというふうにあります。しかし、当時は残念ながら1者となったわけであります。

しかしながら、これについては当時の議会でも大変厳しい指摘がされております。なぜなら公示から選定までの期間が11日しかなかったということであります。そのために、葛城市が道の駅事業を進めていくために設置した道の駅かつらぎ設立準備会が母体となった株式会社道の駅葛城がこれに応募したと、その1者だけになってしまったということであります。

また、この選定に当たっての選定委員会というものをつくっているわけですが、これについてもいろいろ疑問点がありました。それで、この点についてお聞きしたいんですが、当時の葛城市の道の駅かつらぎの指定管理者の選定において、選定委員会の委員はどのような構成となっていたのでしょうか。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 副市長、教育長、まちづくり統括技監、総合政策企画監、企画部長、総務部長、都市整備部長、都市整備部理事、産業観光部長となっております。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 この指定管理者の選定に当たりましては、全国でもいろんな公共施設について指定管理者が決められてるわけですが、やはり営業活動等をやるような大きな施設については、経営についての専門家、あるいはその分野についての専門家、地域の代表、学識経験者、第三者、部外者を入れて委員を構成してるところはかなりございます。これは選定の公平性、透明性を担保するためにそうしたことを行っているわけですが、当時におきましては全て、副市長をはじめ教育長、特別職、それ以外、理事者で構成してるというふうなことだと思います。

そこで、お伺いします。次期の指定管理選定についてでありますけれども、これは現在の基本協定書ではどうなっているのでしょうか。お伺いします。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 基本協定書の第4条におきまして、施設における指定管理者としての指定期間は道の駅条例第9条の規定に基づき、乙を施設の指定管理者として指定した平成28年4月1日

から5年間とする。なお、指定期間満了6か月前に甲乙両者が協議の上、合意し、かつ葛城市議会での議決を得た場合は、指定管理者としての指定期間は更に5年間延長されるものとしております。ただ、今現在、基本協定書は、ただいま指定管理者の選定方法につきましては市内部で慎重に協議しております、再契約または新たな公募、いずれにいたしましても滞りなく事務を行っております。

以上でございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 市が指定管理者と延長合意するか、あるいは改めて公募して選定するか、慎重に今、詰めているということだろうと思いますけれども、株式会社道の駅葛城もこの4年間、実績を積んでこられました。地域の方々がそこに参画してやっておられるわけでありまして。また、最近では奈良県におきましても御所市や田原本町など、オープンした道の駅では交通関係の事業者がこの指定管理を請け負っております。

私は広く公募することによって、葛城市にとってよりよい提案を得ることができるのではないかと考えております。さらには、この指定管理者の公募については選定委員の問題もあります。できたら、市民の方にしっかりと理解していただけるような選定を行っていただきたいと考えます。私はこの道の駅かつらぎ、これは葛城市の公共施設であります。しかし、全ての市民にとって気持ちよく利用できる施設であってほしいとも思っております。

ところが、皆さんもご存じのとおり、この道の駅かつらぎの施設の建設過程において、様々な問題があつて、前回の市長選挙では市民を二分するようなことになりました。また、不正事件が明らかになって多額の国庫補助金を返還しなければならない、そうしたこともなっております。また、約30億円ほどかけた施設でありながら、葛城市には全く収益は入ってきません。当初、前市長が結んだ基本協定では、収益の30%を葛城市に入れるという基本協定を結んでおりました。ところが、これは国庫補助金事業でありますので、そうしたことはできないという、これはそういう国の指導でありますから、結局市民に約束されたことは守られなかったわけでありまして。そのために、またこの指定管理者の選定においても、当時の議会で大変厳しい意見がありました。今なお、私は葛城市民の目はこの道の駅かつらぎの運営について、やはりちょっと少し厳しい目を皆さん持っておられるなということを感じることがあります。もちろんそこに参画して活動されてる方もおられますし、でも一方では、市民の中にはそういう感情を持っておられる方もいらっしゃるわけでありまして。とりわけ私はこの指定管理者の問題、今後市民に納得していただけるような形で、公平な形で選ばれたら、それはそこで1つ、市民の方はご納得いただけると思います。気持ちよく全市民の方に施設利用していただけるといふふうになろうかと思っております。

そこで、私はその上で、本当にこれは考えていただきたい問題についてちょっと問いかけたいと思うんですけれども、来月市長選挙がございます。指定管理者を決めるのは市長であります。その市長候補のある新聞社の企画広告に、株式会社道の駅葛城がその紙面に広告を出されている。ある意味では協力のための広告だろうと思っておりますけれども、私はこれは市民から見えていかなものかなと、指定管理者としてやっておられるところが、特定の候補者に

そういうふうな宣伝を出されるということについて、これは私は、市が任せてる在り方としては好ましくないとは私は考えてるんですが、この点について市長のお考えをお伺いします。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 今のご質問は、事前の質問の中にはなかったように記憶しております。

まだその事象、新聞記事をまだ見てない状態でございますので、見た後に何らかの判断が必要であれば判断したいと思います。

以上でございます。

下村議長 谷原一安議員。

谷原議員 私は道の駅かつらぎ施設は、今後ずっと葛城市民の財産になっていくと思います。これをいかに葛城市のために役立てるか。それも市民の皆さんのご協力、支持も得ながらやっていくためにはいろんな問題がこの問題でありましたから、やっぱり1つ1つ、市民の方々の誤解を解いていくような、そうした作業も私は要るんだろうとと思っているんです。そういう意味で、今回この質問を取り上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

下村議長 それでは、谷原一安君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

私の質問は4点ございます。

まず1点目は、新しい生活様式に向けた対策について、2つ目は、学校安全対策について、3つ目は、健康寿命の延伸について、4つ目は、重層的支援体制整備事業についてでございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 では、よろしく願いいたします。

まず初めに、新しい生活様式に向けた対策についてでございます。本市においても、葛城市新型コロナウイルスへの対策として、地方創生臨時交付金を活用した新たな日常に対応するため、政策が盛り込まれております。第1弾では、GIGAスクール構想の前倒しなど、また第2弾では、新しい生活様式への庁舎内の対応、感染症対策の強化などの施策が数多く含まれております。また、国においても新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装とその環境整備を進めていくとしており、特にデジタル・ガバメントは今後1年間が改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。また、内閣府が示した地域未来構想20の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介をされております。今回、教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境のGIGAスクール構想はデジタル化の果実を大胆に取り入れ、現在も進めていただい

おりますが、児童生徒、また教員が学校、自宅で使うICT環境の整備においては本当にご苦労していただき、また着々と進んでおりますが、進捗状況を聞かせてください。

下村議長 教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

GIGAスクール構想の進捗状況についてお答えさせていただきます。GIGAスクール構想につきましては6月定例議会におきましてもご説明をさせていただきましたように、校内通信ネットワーク整備事業と児童生徒1人1台の端末整備という2つの事業によるものです。

まずは、校内通信ネットワーク整備事業につきましては、各校に設置いたします無線アクセスポイント、タブレット保管庫、各種ネットワーク機器等についての整備を小中学校7校に整備するものです。当該事業の契約議決を6月定例議会でいただきました後、小中学校に対しましての設置等整備を進めてまいりまして、9月中の完了を予定しております。この後に学校と市役所、當麻庁舎間等のインターネット増強整備を実施いたしまして、11月末の完了を目指し、現在も作業を進めているところでございます。

この校内通信ネットワーク整備事業に並行いたしまして、進めてまいりました児童生徒1人1台の端末整備につきましては、奈良県域で大規模調達を行うことにより地域格差をなくし、情報端末の導入に関するコスト及び事務負担削減や内容の充実を図ることを目的といたしまして、奈良県での一括購入方式によるものとなっております。

本年7月には奈良県によるプロポーザルが実施されまして、その結果、契約対象事業者が決定いたしました。この結果をもちまして、本市におきましても契約対象事業者との仮契約を行い、本9月定例議会におきまして財産の取得として提案をさせていただいております。そこで議決をいただきました後には、小中学校それぞれに機器の納入を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。ほぼ端末のほうは10月以降入ってくるということと、あとネット環境の増強については11月頃に完了の予定かと、そのように思います。それでは、今後納品されるタブレット端末について、機器の保証や不慮の行為による破損等の対応はどのようになっておりますか。お聞かせください。

下村議長 教育部長。

吉井教育部長 ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

タブレット端末の保証につきましては、機器自体に起因する故障等につきまして1年間の保証がございます。また、タブレット端末導入の際に、初期設定時の設定機種やその他、委託数によりまして3種類のセットのコースがありますが、いずれのコースにおきましても不慮の行為によります破損等に対する保険はついておりません。

議員ご質問にありますように、使用上での破損に対しての対応でございますが、タブレッ

ト端末という移動を伴う機器の性格上、リスクが高いため該当する保険商品がなく、今後導入の有無を考えながら対応を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 今後の対応ということで、学校で保管するというのが基本になるかと思うんですけども、今後学校が休校になることもあり得ますので補償などの制度づくりなどもよろしくお願いをいたします。

それでは、新しい生活様式の2つ目に、3密を防ぎながら切れ目のない環境づくりとして、今回新たに、試験的にですが電子書籍の導入がありました。今回質問させていただこうということだったんですけども、先日、吉村議員のほうから本当に内容などを確認していただいて、よく分かりました。

また、私ども公明党葛城市議団は6月12日、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書を市長に提出させていただきました。その1番目の項目に、非接触のための対策として電子図書の導入を掲げさせていただきましたところ、今回試験的導入としていただけましたので評価するところでございます。また、試行的運転後も引き続いての推進をしていただけますよう強く要望させていただきます。

そしてまた、今後は行政のデジタル化においても、大きく進めなければならない思いでございますが、本市においても地方創生臨時交付金の2次補正でデジタル化が少し進みました。内容としましては電子決裁や電子入札、またペーパーレス、キャッシュレスなど、新たな取組が行われますが、若干目的と概要についてお聞きをいたします。庁舎内でのペーパーレス会議システムについてとキャッシュレスについて、それぞれお伺いをいたします。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの内野議員の質問でございます。ペーパーレス会議システムの導入の目的と概要についてお答えさせていただきます。

まず目的でございますが、現在庁内で行われております各種会議では、紙の資料を人数分作成しておりますが、資料の内容によっては多量の紙を使用することも少なくないことから、このシステムを導入し、紙の使用をなくすことで庁内全体の紙の使用を減らし、コスト削減を目指すものでございます。また、これに伴い、コピーや印刷等に係る費用でございましたり、職員が資料を作成する時間的なコストも削減され、より迅速でスムーズな行政運用に寄与できるものと考えております。

次に、システムの概要についてでございますが、現在誰でも簡単に使いやすいシステムとなるよう調査、研究を進めておりまして、あらかじめ自席のパソコンで資料を確認でき、会議室に集まって資料を見るときにはタブレットで確認できるようなシステムを検討しております。実際に想定している会議につきましては定例の部長会であったり、法令審査会など各種の会議や予算の査定などの内部の会議等を想定しておりますが、将来的には外部の方が参加されるような会議などにも幅広く活用できるように検討しているところでございます。

以上でございます。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

内野議員の質問にお答えをさせていただきます。私のほうからはキャッシュレス決済についてでございます。その導入目的、概要でございますけれども、市民窓口課、収納促進課、税務課等の窓口で住民票、それから納税証明書、所得証明書などを取得される時の手数料の支払いにおきまして、キャッシュレス決済を可能というふうにすることで、市民の皆様にとりましては非接触型の決済による感染リスクの低減、それから現金を持ち歩かず会計が可能になる。また、使用履歴が管理できるなどの利便性の向上、本市にとりましても現金を取り扱うリスクの低減、それから手順時間の短縮など業務効率化につながることから導入をするものでございます。

次に、今年度試行的に導入する決済方法でございますけれども、QRコード決済のペイペイを予定いたしております、本年11月頃の運用開始を予定しておりますところでございます。このペイペイという会社でございますけれども、これは令和3年9月まで手数料が不要ということ、それから初期投資や窓口業務の負担が少ない、それから返金、取消しの作業が容易にでき、操作方法も簡単であるということが理由となっております。

今後は公共施設の使用料ですとか保育所給食費の集金、こういったものにもキャッシュレス決済の導入を拡大検討し、また、利用状況や市民の皆様からのご要望等をお聞きしながら、キャッシュレス決済の種類を増やすことについても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。それぞれ部長からご答弁がありました。ペーパーレス会議においてはコピー代の節約、紙代の節約、資料作成にかかる時間の削減につながり、また、窓口でのキャッシュレス決済ではカードで手数料が支払いすることで感染リスクを軽減でき、手順の時間短縮にもつながる。このようなデジタル化、前へ前へと進めていただきたいと思います。この各種手数料は、ただいま部長がおっしゃったキャッシュレス決済はペイペイのみで運用ということで手数料がかからないので、また、ペイペイは11月から使用できるということですが、今後は他のカードの対応も検討を進めていただき、思い切った行政のデジタル化を幅広く進めるべきだと考えますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、学校安全の対策の推進についてお伺いをしてまいります。国は平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施をされている学校の増加を目指しておりますが、この教育施策の目標に児童生徒等の安全の確保の取組について明記をされていますが、学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに、死事故の発生を限りなくゼロとすることを指すとあります。

日頃から先生方、職員の方々には児童生徒の安全確保に努めていただいておりますが、子どもたちの校内での事故やけがなどの対策についてでございますけれども、小学校、中学校で

の令和元年度における事故、また、けがで病院に行かれた生徒の事故件数、また最も多く事故が発生する時間帯をお示してください。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのお問いにお答えさせていただきたいと思います。

小学校、中学校内におけます事故、けがで病院に行った件数についてでございますが、こちらのほうにつきましては平成30年度では、小学校では147件、中学校では146件の合計293件でございます。令和元年度におきましては、小学校では183件、中学校で133件の合計316件という状況でございます。また、最も多く事故が発生する時間帯でございますが、小学校では休み時間が、中学校では部活動の最中が多く発生する時間帯となっております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。あえて数字をお聞きいたしました。これが多いのか少ないのかわかっていったら私も分かりかねるところなんですけれども、何よりも1件でも減らすことが大事でありますので、あえてこの件数を聞かせていただきました。その事故を未然に防止するための対応についてお聞かせください。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのお問いに對しましてお答えさせていただきます。

事故を未然に防止するための対応といたしまして、各学校におきましては施設整備、器具、遊具及び通学路等の安全点検を定期的を実施しております。危険箇所が確認された場合には状況に応じまして、教育委員会におきましても報告があり、修理、修繕、補修を行うとともに、校内での情報共有、また安全指導を行っております。また、児童生徒が自ら危険を予測し、回避できる力を育成するため、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を活用いたしまして、避難訓練等も含めた安全教育の充実に努めております。

さらに、児童生徒が在校中は門を施錠いたしまして、まずはインターホンで対応するなど不審者情報を市内で共有するなど、防犯対策も同時に行っております。小学校で事故が最も多く発生いたします休み時間への対応といたしましては、遊具の使い方やルールを日頃から呼びかけたり、運動場の使用場所を割り振ったり教職員による見守りをしたりと各校、工夫しながら安全確保に努めております。中学校の部活動におきましては、準備体操やストレッチを念入りに行う、そして、それによりまして、けがを未然に防ぐための技術指導にも取り組んでおります。

事前の危機管理として安全確保、安全管理に対する意識を高め、対応能力の向上、体制整備に努めるとともに学校医をはじめ、警察や消防署、医療機関、関係機関等との連携を図りながら学校安全に関する取組を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。今、ご答弁いただいた、やはり何よりも児童生徒が自ら危険を予測し、回避できる力を養うことが一番大事なかと、そのように思います。また、学校医を

はじめ、警察や消防署、医療機関、関係機関等との連携を図りながら、学校安全に関する取組を推進していただいていると思うんですけども、更なる取組の1つですが、例えば学校安全コーディネーターを軸に警察・消防・行政・自治会・家庭などが連携を取り、学校安全の取組を行うセーフティプロモーションスクールという学校安全対策がありますが、聞かれた方もあるかもしれませんが、具体的な内容をお尋ねをいたします。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのセーフティプロモーションスクールの内容につきましてお答えさせていただきます。このセーフティプロモーションスクールといいますと、自助・共助・公助の理念の下、我が国独自の学校安全の考え方を基盤といたします包括的な安全推進を目的といたしまして構築された取組であります。教職員、児童生徒、PTA、地域が参加する共感と協働に基づきます安全教育、安全管理、安全連携を推進する新たな学校安全の取組とされております。

具体的にはセーフティプロモーションスクールの7つの指標といたしまして、組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有の7つの指標に基づきまして取組を進めてまいります。学校独自の学校安全は生活安全、災害安全、交通安全の推進を目的といたしまして3年間程度の中期目標、中期計画の設定、目標を達成するための組織の整備、S-PDCASサイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されているかにより判定され、これらにより認定された学校が「セーフティプロモーションスクール」として認証されるというものでございます。2020年6月1日現在におきまして、日本国内で19校の学校が認定されているという状況になっております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。まだ全国では本当に少なく19校ということで、部長のほうからお話がありましたが、奈良県におきましてもまだ認証校はございません。学校における、もう本当に着実にけがや事故の減少の成果をやっているところは、この認証校というかこのセーフティプロモーションスクールをやられているところは、着実にけがや事故が減少している成果を出されております。そして、安心して学べる環境づくりのために、子どもたち自身が安全対策の主役となり、危険箇所などを予測し、回避し、改善できるような力を身につけていくためにもセーフティプロモーションスクールの取組を検討していただきたいと考えますが、教育長のご見解をお聞かせください。

下村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

学校の安全・安心に関わってのご提言、どうもありがとうございます。お恥ずかしい話でございますが、このセーフティプロモーションスクールということに関しまして、私、初めて議員の質問をお聞きしまして勉強させていただきました。

これは大教大で事件があった後、大阪教育大学なんかが中心になって組織立てたもの、それで、国際的な組織もあって国のほうも進めているということでございますが、こういう組

織があんのが初めて知ったわけですけども、我が葛城市におきましても、学校の安全・安心というのは最重要事項でございます。だから、家を出てから帰るまで、どうか子どもたちに安全・安心を供給するためにはどうしたらいいかということを常に考えてもらってるわけでございます。特に最近では、私らが現役のときよりも違うのはアレルギーとか、その辺の対策についても、本当に各校で必死になって頑張ってくれております。

最近でも、ちょっとご紹介させていただきますと、8月21日の日に當麻小学校のほうでは、子どもが誤食、アレルギー反応あった物をもし食べたときにどういうふうな対応をするのかとか、それから休み時間に子どもが急にけいれん等を起こしたときにどうするのかとか、そういうふうなことについて消防署等の協力を得ながら、実際どうするかということにも取り組んでもらってるわけでございます。

これは1つの例で、どの学校でもこういうふうな取組に本当に真剣に取り組んでくれます。ですので、そういうふうな状況で、この新しい枠組みをはめるということになりますと、新たな仕事を各学校に課することになると思うんです。だから、安全・安心のことは本当にこれメインに考えて各校で取り組んでくれておりますので、今後それを更に深めてもらいたいという気はあるんですが、このセーフティプロモーションスクールというものを認証しようとする、読ませていただくと、やっぱり様々な作業がついてまいります。

だから、繰り返しになりますが狙いとか方法、これはすごく共感できることでありますので、今後も参考にはさせていただきたいんですが、議員ご指摘のこのセーフティプロモーションスクールの認定を受けるということに関しては、しばらくはちょっと今、うちとしてはよう考えないというふうなことになります。でも、ご指摘のように安全・安心のほうは、これはメインで持っていくので、今以上なものを今後も各校に頑張ってもらいたい、そのことだけをお答えにさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。やはりこれハードルの高い、確かに事業です。そやけど葛城市だったら私はできるかなっていうふうなところで、今回質問させていただきました。もしよければ、このセーフティプロモーションのやっておられる大阪教育大学で、今度学校の危機管理の基礎と実践という講習があるそうです。そこでもセーフティプロモーションスクールを取り上げて講習をしていただけるそうなので、オンライン講習で80名、まだ申込期間が10月16日でございますので、もしよければご利用いただけたらなと思います。ここでまたセーフティプロモーションのことがもっと分かっていたらと思いますので、すみません、ありがとうございました。

では続きまして、健康寿命延伸についてでございます。フレイルについてお伺いをいたします。まず初めに、介護予防の事業の現状と一体化の必要性についてお伺いをいたします。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部長の森井でございます。

まず、介護予防の事業の現状と一体化の必要性についてでございます。先ほど議員のほう

からご説明いただきましたフレイルというものにつきましては、加齢により心身の機能が低下し、生活機能が障がいされた状況であることを言います。それと、そのフレイルの状況を早く介入して対策を行えば、生活機能の維持向上が可能となる状況にあるということも言えます。そして、介護事業の一体性の必要性について、今現在の私ども葛城市のほうで行っておる事業についてご紹介のほうをさせていただきたいと思えます。

介護予防における身体活動と社会参加と栄養、これにつきましてはフレイル予防の中で、特に重点とされている内容でございますが、その中で、葛城市においてその身体活動、社会参加と栄養に関する葛城市の取組について紹介させていただきたいと思えます。

その中で、まず身体活動といたしましては地域の公民館などで開催しております地域の運動教室、そして、作業療法士や理学療法士による運動教室としまして元気アップ教室、それと短期集中的に3か月間で週1回のリハビリ専門職による運動教室を行っております元気アッププラス教室、そして、温水プールの中で膝や腰への負担を減らしながらゆうあいステーションで運動講座を行っております水中の運動教室、そして、ジムの運動機器を使った運動や講師によるウェルネス新庄での運動教室としまして、はつらつ運動教室などがございます。

また、社会参加としまして活動を行っておりますのは地域の教室を開催し、栄養に関わる活動として管理栄養士による栄養指導や歯科衛生士による口腔指導講座を行っております。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 すみません。ありがとうございました。

今、様々メニューを紹介していただきました。中でも地域の運動教室や元気アップ教室について実施方法とか、また実施箇所を教えていただけたらと思えます。その後、効果についてもよろしく願ひいたします。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 まず、地域の運動教室につきましては、公民館など身近な場所で定期的に運動をしたいという方が集まり、ストレッチや筋肉トレーニング、頭の体操などを行います。この教室は地域の居場所づくりを兼ねており、現在、地域の公民館で16か所の教室を開いております。教室の内容の充実のために定期的に運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職を派遣して教室のレベルアップを図っています。また、年に一度は評価のための体力測定を行っております。基本的な運動機能の向上はもとより、身近な人たちとのつながりの場としても好評をいただいております。今後も積極的に地域の運動教室の新規立ち上げの支援を行ってまいります。

次に、元気アップ教室につきましてはです。6か月間の運動講座を行っております。これは作業療法士や理学療法士による運動教室で、筋肉が衰えたと感じるけれども、これからも自宅で変わらず生活をしていきたいと考えておられる方を対象としています。令和2年度は前期を當麻文化会館で、後期は奈良文化幼稚園の学園会館をお借りして開催いたします。教室の前後で体力測定を行うことで運動することの効果を実感していただき、教室を卒業後も運動することをお勧めしております。教室終了後は元気アップ教室OB会として自主的にサー

クルを立ち上げていただいております。現在は3つのグループが市内の施設を利用して運動教室を継続されています。そのほかにも前にご説明させていただきましたとおり、運動機能に応じた介護予防に係る教室を開催しております。

以上です。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。様々健康寿命延伸のための取組をしていただいていることがよく分かりました。効果についても教室終了後、自主的にまたサークルを立ち上げてされているということもすばらしいことだと思います。

それでは、医療におけるデータと介護保険におけるデータと高齢者一人一人の医療、介護等の情報を一括で把握し、一体的な実施を行う必要があると考えますが、現状はどのようになっていますか。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市の第7期介護保険事業計画におきまして、葛城市は令和7年度には高齢化率は28.3%となり、うち65歳から74歳までの前期高齢者が11.5%で、75歳以上の後期高齢者が16.8%になると予測されています。実際の後期高齢者の高齢化率は平成28年度が11.2%、平成29年度が12.6%、平成30年度が13.2%、令和元年度が14.0%と確実に増加しております。今後も前期高齢者については減少傾向にあり、後期高齢者は増加傾向にあることが予測されます。加えて75歳以上になってくると加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルが顕著に進行し、複数の慢性疾患を有し、重症化する可能性が大きくなります。重症化する可能性が大きくなるということは介護サービス利用費と医療費も増加していくこととなります。

団塊の世代と言われる方々が75歳を迎える2025年には介護保険利用者の増加と医療費の増加が予想されます。さきにご説明させていただきましたフレイル予防事業を更に推進させて健康寿命の延伸を図っていく必要があります。現状は75歳以上の後期高齢者に特化したサービスを提供はしていませんが、今後は後期高齢保健事業と一体となって、情報提供を行いながら取り組んでいく必要があると考えております。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。フレイルの予防推進をして健康医療が進むよう、今後も推進のほうをよろしく願いいたします。このフレイルの今後の取組と体制について整備が必要と考えますが、どのように進めていくべきと考えておられますか。また、75歳以上の後期高齢者を対象としたフレイル予防の強化を図るためには、保健事業との連携を図るためのコーディネーターとなるべく専門職を配置していく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 介護保険事業につきましては、現状の事業を継承しながらフレイル予防に努めてまいります。75歳以上の後期高齢者を対象としたフレイル予防の強化につきましては保健事業との連携及び一体化について、現在計画を策定中の葛城市高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画でも検討してまいりたいと考えております。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。どうかよろしく願いをいたします。

それでは最後の質問でございます。重層的支援体制整備事業についてでございます。我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しております。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が5代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、またゴミ屋敷、虐待、孤独死など、新たな課題が表面化をしてきます。

こうした課題は従来の介護、障がい、子育てなどの制度、分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行ってもたらい回しにされた挙句、何も解決できないという事態が発生しております。こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代の安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく課題を抱えている本人や家族をまるごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。

平成29年の改正法の附則において法律の公布後3年、令和2年をめぐりとして市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定をされており、これを受け、さきの国会では次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになりました。

3つの支援の1つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口でまるごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が息子のひきこもりのことを相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないと断るのではなく、受け止め、必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携して家族全体が抱える問題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐ見えないため、すぐに支援につながらないことも多々あります。そうした場合も伴走型で、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を1つ1つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことが期待されます。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に農作業をするといった支援も想定されます。すなわち本人のニーズと地域資源をうまく有効活用して社会とつながり、回復することが参加支援です。

そして、もう一つの3つ目が、地域づくりに向けた支援です。子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために地域づくりに関

心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されます。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されております。これこそ私たち公明党が長年推進してきた断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信をしております。

また、今回のコロナ禍で、改めて人とのつながりが重要と再認識をされていますが、まさにこの事業は人と人とのつながりが再構築される事業であり、今まさに取り組むことが求められるのではないのでしょうか。

そこで、具体的に質問させていただきます。現行の福祉制度は高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野別、対象別になっており、昨今の少子高齢化など社会的構造の変化、地域社会の希薄化などにより、今まで地域では8050問題、介護と育児を同時に担うダブルケア、ゴミ屋敷問題など、制度のはざまに陥った複数の課題が起こっております。このような課題に、葛城市では包括的な相談支援体制が構築されているかお聞かせをください。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 分野ごとの縦割りの制度下では、複合的な課題を抱えている人は支援の枠組みに当てはまらず、相談に行ってもたらい回しに遭ったり、適切な支援につながらないなどの弊害が起こります。このような状況をつくらないため、葛城市では最初に相談を受けた部門がしっかりと受け止め、関係する部門と切れ目のない連携を行い、必要に応じて迅速にケース会議を開催するなどの相談対応を実施しております。しかしながら、今後ますます増え続けるであろう制度のはざまに陥った地域の複合的な課題に効果的に対応するためには、分野を超えた相談支援を一体的に実施する必要性が高まると考えております。そのため、今後は福祉部門の相談支援の実態を調査し、葛城市の実情に見合った包括的な相談支援体制の在り方を検証したいと考えております。

以上です。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。行政として包括的な相談支援体制の構築に期待をいたしております。しかしながら、少子高齢化などにより、地域社会の担い手も不足し、地域の支え合いの力が低下してまいります。このような状況下で、葛城市として地域共生社会の実現は喫緊の課題であると考えますが、どのように考えておられますか。

下村議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 地域共生社会とは、昨今の少子高齢化など社会的構造の変化、地域社会の希薄化などを踏まえ、制度、分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人一人、暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すことでございます。

葛城市では、現在策定中の第1期地域福祉計画において、地域共生社会の実現を位置づけ、

それに向けて地域住民の関係団体等と連携、協働した地域づくりを推進することが重要であると考えております。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 ありがとうございました。

それでは、最後に市長にお伺いをいたします。健康寿命の延伸については75歳以上の後期高齢者のフレイル予防の取組を実施することが今後ますます重要になってくると考えます。また、重層的支援体制については、現状においては横のつながりを持っており、重層的な包括支援を行っておられますが、今後75歳以上の後期高齢者が増加をしております。お一人お一人に対応していくためには、フレイル予防を行うコーディネーターを担う専門的な人材の確保が大変重要となります。また、重層的な支援は断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信をしております。実施するためには職員育成も重要になってくると考えます。市長のご見解をお示してください。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。もう議員がご指摘のとおりやと思っております。それ以上の返事はないのかなというのがもう正直なところでございます。私のまちづくりの在り方というのは、やはりそこに住んでおられる方一人一人が幸せを感じていただける温かいまちになるという、それが目的でございますので、それはもう赤ちゃんから年配の方まで、男性も女性も全ての皆さんに対する思いがそうでございます。当然のことながら高齢者の皆様方にとって、どのような対応が、行政をしていくということが温かいまちづくりになるのかというのは、やはりこれから取り組む大きな課題やと感じております。その部門において人員が不足するのであれば、また総合的な相談窓口が必要であるというのであれば、その整備にかかりたいという思いでございます。

以上でございます。

下村議長 内野悦子君。

内野議員 では、よろしく願いいたします。前向きな答弁と受け止めて、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

下村議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。4番、奥本佳史でございます。本日議長のお許しを得ましたので私の一般質問をさせていただきます。

初めにお断りしておきますが、今回の通告事項の順番を若干変えさせていただきます。まず、1番目として専決処分のありかたについて、2番目として3番目であった今後の自治

体ICT政策について、最後3番目として法定外公共物の取り扱いについてという順番で進めたいと思います。なお、一部議長のお許しを得ましてパネルを使用して説明がありますので、よろしくお願いいたします。

では、以後は質問席から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

下村議長 4番、奥本佳史君。

奥本議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、1番目の専決処分のありかたについてから入らせていただきます。本年5月7日に開催されました令和2年第2回葛城市議会臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策が審議されました。中でも承認第5号の専決処分の承認を求めることについては、令和2年度一般会計補正予算（第1号）として市民にマスクを配布する事業についてでした。このマスク配布事業については、臨時会において多くの議員からの質疑がありましたが、最終的には地方自治法第179条にのっとり専決処分が確定しております。本日はこのマスク配布事業の検証を通じて専決処分のありかたについて確認させていただきます。

では、まず最初に、今回のマスク配布事業の概要について、いま一度確認させていただきたいと思います。当初計画の内容、併せて配布完了までの状況について教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの奥本議員の質問にお答えをさせていただきます。今回実施いたしましたマスク配布事業でございますけども、当初、約1万5,000世帯に1箱50枚ずつ、計75万枚のロットで総数75万枚を配布する計画で予算を令和2年4月22日付で専決処分をさせていただいております。その後、議会の承認、それから物品の購入についての議決をいただき、納品が5月22日に25万枚、それから26日に50万枚納品がございました。その納品日のそれぞれ翌日でございますけども、各大字に配布をさせていただいております。

5月23日には29か大字、5月27日には15か大字に配布をさせていただいたところでございます。その後、各大字の皆様方のご協力をいただきまして、各ご家庭への配布につきまして、その大字の都合により配布日は異なるということになってございますけども、おおむね6月10日には、各大字から広報配布世帯にお届けいただいたと認識しております。その後、市から直接広報を郵送しておりますご家庭等に対してましては、職員が各ご家庭にお届けをしたという状況でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 4月22日付で専決処分が行われまして、業者からの納品が1か月後の5月22日と26日の2回で完了、そして大字経由で各家庭への配布完了が専決から約50日程度かかりまして6月10日完了ということですね。

ここで、更にお聞きしたいと思います。今のお話にはなかったんですけども、当初計画になかった追加配布が一部で行われたとの話を耳にしたのですが、聞くところによると、何でうちはもらえへんのか、市役所に言ってこられたら支給されたという世帯があるらしいとのことですけども、これは本当なんですか。もし、本当であるならば、なぜこのような当初計画にない追加配布が行われたのか、また、そうなってくると当初の専決処分内容では数

量が不足すると思われましても、その不足分についての予算的なことも含めてどのように対応されたのか、その辺りお聞かせください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。マスクの配布対象につきましては、当初は市内全戸に1箱50枚ずつ配布と、ただし、1軒のご家庭に複数の世帯がお住まいの場合は広報の配布方法と同じく1軒に1箱配布しておりましたが、先ほども申し上げたとおり、複数世帯でお住まいの方から問合せが多くございまして、再度配布対象について検討、協議した結果、全ての世帯に1箱50枚ずつ配布することとさせていただいたところでございます。

この追加分の配布に係る手続というところでございますけれども、職員が各ご家庭に直接お届けをさせていただいたと。この配布対象を変更したことにより、配布マスクに不足が生じていることは事実でございます。その不足分につきましては寄贈をいただいたマスクですとか、備蓄用として購入しておりましたマスクで対応をさせていただいたところでございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 やはり追加配布はあったということですね。

ここで、臨時会の内容を少しひもときますけれども、当時、西井議員が2世帯住宅で実質的に2世帯で完全に分かれているところについてはどう対応するのか。せっかく税を使うのだから、できるだけ公平な形である考え方を持たないといけないという質問をされまして、総務部長は、いろんなご事情で世帯分離をされて2世帯でお住まいの方もおられるとは思いますが、大字のほうで把握されている1つの1戸という世帯を基準に1箱配布を考えているというご答弁がありました。

また、市長からはその際、公平にというものは行政の一番の根本的な考え方であるから、それを前提として配布を行う。公平性を確保した中で配布しているものであるから、広報を配っているところ、その広報を前提とした配布を行うと明言されております。これらの議論を踏まえた上で最終的に専決が行われているわけなんですけれども、結局は甲乙、今おっしゃったように追加配布に至ってしまったということです。

実は、この追加配布にせざるを得なくなった理由についても耳にしております。それはマスクと一緒に配布されました「市民の皆様」、そして、その横には「葛城市長、阿古和彦、公印省略」というお知らせ文書にその理由があると言われます。実はこれなんです。もう皆さん、目、通されてると思いますけれども、実はこの本文中に、「市内の全世帯にマスク1箱50枚入りを配布させていただきます」と一文があるからなんです。これをもって結局は、何でもらわれへんのかっていう問合せが殺到したということにつながってるんじゃないかと推測されます。

結局のところは、その追加配布に至った原因というのが、このお知らせ文書の内容に若干の不手際があったんじゃないかというふうに思われます。そういうこともあって、当初の広報配布世帯というわけではなくて、途中から1世帯に1箱の配布対応ということで切り替えざるを得なかったというふうに思うんですけれども、このように途中から配布基準が変わったことについては、市からの公式なアナウンスは一切なかったのではないかと記憶しております。

す。ということは、複数世帯でお住まいの方であっても1箱しかもらえへんということで我慢されてる世帯があった可能性もあるんかもしれないということも考えられます。

それと、もう一つ、さらに結果的にこの不足したマスクについて、今おっしゃったように寄贈マスクや備蓄用マスクを充当したとのご説明でしたけども、事、備蓄マスクについては、これは別途議会で予算審議を行い購入した物であります。結果として、本来の用途とは違った形で使うことになっておまして、このようなやり方が果たして適切であるのかという疑問も残るところでございます。

臨時会において、公平性が行政の一番根本的な考え方であるにご答弁された市長の名前で配布したお知らせ文書がこのような混乱と計画変更、そして、その対応に多くの職員の時間と労力があてがわれた。これについて、市長はいかがお考えでしょうか。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 今回のマスク配布事業は各大字を通じて配布いただくのが一番早く、市民皆様にお届けできると考え、各戸に1戸50枚を配布することと実施した事業でございます。しかし、配布が進む中で1戸に複数世帯がお住まいの方から配布を望む声が多数寄せられたこと、また、配布時に、市から添付した文書に誤解を招く表現があったことから追加配布をしたこととなりました。

議員ご指摘のとおり、公平性という点から考えますと、もう1点、実は配布対象から外れたものがありました。各大字で広報を配布される中で、広報をその大字から配布を望まない実は世帯がございました。その部分についても、更に配布をしたということでございます。配布を非常に急ぐ中で、やはり広報という各大字からの配布を選んだわけなんですけども、それが結果的にある意味、公平性を欠く部分があった。その部分についての補てん配布だという認識をしております。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 公平性を欠く部分として広報配布を望まない家庭へ配ったことが公平性を欠くというご答弁でしたけども、これはちょっと意味が違うかなと。マスクというのはやっぱり今回のコロナの対策に対して公平に配るということですから、基準としては広報の配布世帯というのはありましたけども、この場合はご自身の意思で広報を要らんっておっしゃってるところで、それを把握してるという以上は、やはりその広報配布世帯の中に本来含むべきかなと私は思うので、この辺は解釈の違いかと思うのですけども分かりました。

じゃあ次に、その次の質問に移りたいと思います。これもさきの臨時会で、私も含めて多くの議員が懸念を呈されましたマスクの品質について質問してまいります。

まずは、マスクの検品体制と配布後の品質管理状況について、業者と市役所の対応に分けて教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。まず、納入業者の検品状況でございますけども、中国政府の基準に基づいた認可を受けた工場というもので、生産したものを示す合格証というも

のをいただいております。生産工場における検品でございますけれども、機械で作られた製品50枚ごとに梱包時に目視検査で製品の汚れの検査、それから、ひもの取付確認をした後、封入、箱入れが行われたということでございます。

次に、第1便として納入ありました25万枚のうち、抜取りで箱の潰れと、それから100個程度の開封検査をしたというふうに業者のほうからは報告を受けております。市の検品状況でございますけれども、今回5月22日と26日に、それぞれ25万枚で約5,000箱、それと50万枚で1万箱というふうに分けて納品がされ、その際に段ボール30ケース、約1,200箱でございますけれども、ここの1,200箱に1箱の割合でそれぞれ4箱と8箱を無作為抽出で検品を実施したところ、マスクの汚れ、異物混入、耳かけひもの切れといったものが確認されませんでしたので、市の検品はそこで一旦終了をしております。

しかし、市民の皆様へ配布後、不良品について問合せがございました。その内容といたしましては耳のひも切れが4件、汚れが8件、それから、虫の織り込みが1件、箱の中に虫が混入していたのが1件、それから、虫かごみか不明なものが付着していたというものが2件、枚数不足が1件といった状況となっております。連絡いただいた方には現物の確認をさせていただき、直ちに新しいマスクと1箱丸々交換をさせていただいておるところでございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。ただいまのご答弁につきまして、もう少し詳しく確認させていただきたいと思っております。

まずは、マスクの検品について。

製造工程の検品と輸入時の検品については、納入業者において適切に行われたものと仮定して、今はちょっと置いときます。葛城市での検品体制について確認させていただきます。ただいまのお話によりますと5月22日に25万枚、マスクの箱でいうと5,000箱、5月26日に50万枚、マスクの箱でいうと1万箱、その納品があって、段ボール30ケースでいうとマスクの箱に直すと1,200箱、その30ケース1,200箱に1箱の割合で、合計4箱プラス8箱の計12箱を無作為抽出で検品実施したとのことでした。ここから割り出される入り数というのは段ボール1ケースに50枚入りマスクが40箱の計算となります。

一方、臨時会におきまして松林議員の質問なんですけれども、市が購入されるマスクは当然清潔で良好な、安全であるということをしつかりと担保していただきたいという質問をされたのを受けまして、生活安全課長が納品はコンテナのパレット単位で、箱単位の抜取り検査で無作為での検査を確実にさせていただくとご答弁されております。

実は、このときの答弁がいまいち分かりにくかったので、独自に物流事業者を確認して抽出検査数が幾らになるかの計算をしてみました。まず、海上輸送で決められたISO規格のコンテナサイズは20フィートコンテナ、40フィートコンテナという2つの規格があります。そこに詰めるパレット数も決まっております、実はこのパレットの規格っていうのも2つあります。標準サイズとユーロサイズ、あまり変わらないんですけども2つが存在します。標準的なマスク50枚入りの箱を納めた段ボールケースっていうのは、これも大体もう規格一緒なんですけども、中国発着便でよく一般的に使われるユーロパレットサイズに乗せて換算

した場合、パレット1枚には段ボールケース4ケース掛ける3段の計12ケースが固まりとなって1パレットを構成します。以上から導き出されるパレット単位で検品を行った場合の検品に必要となる抽出総数は、段ボールケース12ケースにつきマスク1箱50枚となるので、本来ならば今回の輸入マスク総数75万枚分の段ボールケース375ケース、パレット数に換算すると31.25パレットの計算から50枚入りマスク31箱の抽出検品を行う必要があったのに、たった12箱の検品しか行われなかったということになります。

続いて、品質について。

今回のマスクの配布事業は市民にとっては無料配布だったので、人によっては多少の不具合は目をつぶった方も多かったのではないかと推測されます。しかしながら、数が少ないながらも、ただいまおっしゃったように不良品の報告とそれに伴う交換対応が行われたということでした。マスクも工業製品である以上は製品の仕上がり品質を確実に均一にするということは不可能です。ゴム切れ等の性能不足や汚れ付着についてはゼロにできない。これはもう私も製造の現場、長いこと携わっておりましたので理解できます。

しかし、ここで私が一番取り上げたい品質問題は、実は先ほど1件だけ報告のあった虫の混入です。実はそれがこちらになります。ご覧いただいたら、ちょっといただいた写真が不鮮明で分かりにくいんですけども、これはマスクの不織布の三層構造の中にハエと思われる虫が編み込まれてるんです。明らかにこれはもう製造工程でしか入り得ないことです。どういった検品がその現場でされていたのか分かりませんが、これが最終、消費者の手の元に渡って発見されたというのが事実です。これを手にした市民の方は非常に驚かれて、かつ衛生が担保、確保されていると信じていたマスクの中に、不衛生を象徴するようなハエか何か分かりませんが、虫が編み込まれていたということに対して非常にショックを受けております。

日本のマスクの製造事業者においては、外部からのちりも入り込む余地のないクリーンルームで、厳格な衛生管理の下、マスク製造を行っているのでこのようなことはあり得ないと思われましても、まさに臨時会で多くの議員が心配されていたことが現実に起こっているわけです。この臨時会においては梨本議員、岡本議員からの質問に対しても、契約不適合責任の条項を納入業者につけているとの答弁もありました。その辺りにつきましても、現在どのような状況なんでしょうか。さっきの検品数の不足のことも併せてお答えいただけますでしょうか。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

契約上の取決めでございますけども、契約不適合責任の項目は確かにございます。1年間不良品等についての交換対応をしていただくことになってございます。それから、製造物責任保険に加入をされておりましたけれども、製品によるけが等の被害を対象とするもので、今回はその対象外ということでございます。

しかしながら、衛生品であるということから、それ以上の対応ができないかも含め、改めて業者のほうに確認をしておる最中でございます。また、その後の対応につきましては、6

月22日に不良品の対応について納入業者と協議をさせていただき、納入業者において、クリーンルームではありませんが可能な限り清潔な環境で再度の検品作業を実施することとし、検品内容につきましては汚れやごみ等の確認と耳ひもを伸ばしての検品を実施するなどによりまして、再発防止に取り組んでいただいたところでございます。

それから、製造工場の検査体制につきましては先ほど答弁させていただいたとおり、目視での検査ということになってございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 検品数が不足していたことについては、いかがでしょうか。

下村議長 総務部長。

吉村総務部長 失礼いたしました。

検品数についてでございます。当初、生活安全課長が答弁をさせていただいたときには、業者との打合せの中でパレットというような表現がございました。その後、業者と何度となく打合せをさせていただき、最終的に納入されたのがその段ボールの固まりといったことになってございます。先ほども答弁させていただいたとおり、まず段ボール30ケースで1箱抜き取りをしたということで、その際に異物の混入ですとか、マスクの汚れ、耳かけひもの切れが確認されなかったということから、翌日に大字のほうにできるだけ早く配布するといったこともあって、その段階で市の検品は終了したということでございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。検品の数が変更になってんのは本来パレットで納入されたのを想定していたが、段ボールでの固まりにこうなっていたからということでした。現物が変わるというのは輸入のとはよくあるんですけども、ああいう臨時会の場で公式な発言としてこういう割合で検品するとおっしゃったのであれば、たとえ段ボールの固まりであっても、それ相応の当初の検品数に近づける努力はしていただきたかったなという気はします。

それから、その検品というか衛生管理、商品の品質管理のところなんですけども、今のお話によったら、一応通り一遍の話合いはしたけども、納入業者への責任は問えなかったというふうには聞こえるんですけども、今おっしゃってるように、ちょっと気になるのが話合いをされたのが6月22日ということでした。

実は、これ今、私、取り上げたこの虫の混入なんですけども、これは、こういうのあったよという市民からの通報を受けて、7月末に、現物は私も手元になかったんですけども、こういうのが発生すると生活安全課に連絡して、その良品対応の交換と原因究明の調査をお願いしております、7月末のときです。ということは、この6月の話合いのときには、こういう虫の混入のことについては、全然話されてないということですね。さらに、この件の問題の話なんですけども7月末に調査をお願いしてるんですけども、幾ら待っても返事がなかったんです。ちょっとしびれを切らして8月21日に再度確認させてもらいました。すると、生活安全課のほうから、納入業者と連絡が取れないという返事だけが返ってきて、またそこからずっと、今もって原因を調査されたっていう報告も形跡もありません。

こういったことから、臨時会の場でやっぱりああいう公式な発言として品質の担保って

うので説明されてるわけですから、検査の数にしる、こういう異物混入の事故対応にしる、やはりこのやり方っていうのはいかがなもんかっていう気はします。これについて、この場でこれ以上言っても誰も作った当事者じゃないんで、もう話は進展しないと思いますので、これここまですべて引きますけども、引き続きの調査と今後の真摯で確実な対応だけお願いしといて、この件については終わらせていただきます。

次、マスク配布事業についての最後の質問となります。国のマスク配布事業について、これも様々な機関によって現時点での分析と検証というのは行われているわけですが、葛城市の今回のマスク配布事業の検証は今これでやっているわけなんですけども、今、この質問の前までにどの程度行われたんでしょうか。特に価格とか数量等の観点から、いろんな市場価格の推移とかもございましたので、その辺りの検証がどうであったかの説明をお願いします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

当初計画と実績の比較という形で数量、それから購入単価についてご報告をさせていただきますと思います。当初にも申しあげましたように、当初計画では約1万5,000世帯に1箱50枚ずつ、合計で75万枚を配布します。購入単価を1枚54円税別ということで専決予算を組ませていただいたところでございます。最終的に購入単価につきましては40円の税別と、購入枚数につきましては当初計画どおりの75万枚となっております。その配布状況についてでございますけども、9月1日現在、各大字を通じて配布いただいた世帯及び市から直接広報を郵送配布している世帯で合計1万3,837世帯、それから、2世帯以上に世帯分離されている世帯分として1,554世帯、合わせて1万5,391世帯に配布をしております。ただし、市からの配布時に辞退された世帯が62世帯、それから、訪問した際に不在であって不在通知を投函しておりますが、折り返しの連絡がなく、いまだに配布できていないというか連絡のない世帯が357世帯となっております。

そもそもこのマスクの配布を検討した当初でございますけども、国産のマスクが国に押さえられているという状況の中で、何とか市民の皆様にご安心をしていただくということから輸入マスクということになったわけでございますけども、その当時、いろいろな業者を通じて確認をさせていただいたところ、これぐらいの枚数を一括で納入できる業者がなかなか見つかりませんで、ここの業者になったというような流れでございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。マスクの単価につきましては専決時点で市場の価格が下落が始まっておりますけども、最終的に今言ったように国産マスクが押さえられなかった中で、これだけのまとまった数を手当てできるっていうところで、このマスクに行き着いたというところも考えたら仕方がなかったのかなという気はしますが、最終的に納品のところの日付から見ると、果たして市場平均価格に対してのアドバンテージがどの程度あったのかっていうところもやっぱり懸念は残ります。また、配布数量については先ほど詳しくご説明いただきましたように、結果的に追加配布となったのが1,554世帯っていうことでしたけども、

辞退されたところや連絡がなく配布できないところも相当数あったということで、これに関しては問題なかったかなというふうに捉えさせていただきました。

この追加配布なんですけども、あと1つ、ちょっと確認しとかないといけない事項があります。実は、ある方からマスク配布事業の第2弾をやるのかという問合せがあって調べました。すると、ほかにも何人かから同様の情報をお持ちになってまして、議会にはこういう話は一切なかったんですよね。どこからの情報ですかと尋ねてみたら一様に、それは市長のフェイスブックに書かれていたとおっしゃいました。

昨日の梨本議員の一般質問にかぶるところでもありますが、昨日のご答弁では市長のSNSの情報は市の公式なものじゃないというご答弁でした。となると、これは第2弾あるっていうのは誤情報で発信されているということにもなりかねないのではないかと思いますけども、市民の中には確定した情報と思い込んでおられる方もあるようなので、ここで改めて正式な葛城市としてのマスク配布第2弾があるのかどうかという公式見解を確認しておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

どういった情報ということで今、例示を挙げていただきましたけれども、葛城市内部では次のように考えておるところでございます。今現在第2波がピークアウトしたと思われるといったような専門家会議の見解がございますけれども、第3波、第4波がいつ起こるか想定できない中、万が一、起こった際に必要と思われる施策、これはもうマスクに限らずでございますけども、必要と思われる施策を実施する必要があるございますけども、具体的な内容につきましてはその時点で検討するものというふうに考えておるところでございます。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問の中で、フェイスブック見直さないとちょっと分かんないんですけども、たしか臨時会の席で申し上げた言葉があります。ある議員の質問の中で、非常にマスクがあの当時、手に入らない。その中で、これ1回配布になるけども、まだ更にマスク不足が、質問された議員が笑っておられますけども、あれば追加配布があってもいいのではないかとのご質問をされました。会議録、ちょっとひもとかないと分からないんですけども、たしかそのような趣旨であったように記憶をしております。そのときの答弁で、マスクが更にまだ不足が続くようであればマスクの配布を考えたいという趣旨のご返事をさせていただいた記憶がございます。また、後ほど会議録を、突然のご質問でしたのでそれを確認することはできませんが、記憶の中ではそのような返答をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ご回答ありがとうございます。市長、今ご答弁いただきましたけども、会議録、ちょっと私も臨時会のやつを何回か見たつもりやったんですけども、今おっしゃったところを見落としてるみたいで、後ほど私も確認させてもらいたいと思います。

何が言いたいかというと、今後、部長おっしゃるように第3波、第4波、第2波がピーク

アウトしたという認識ですけども、これがいつ起こらんとも限らん。その中で、やっぱり市としてマスクに限らず、コロナ対策を緊急で行うということがやっぱり今後はあり得る可能性が高いんですよ。そういったときに、こういうちょっといろんな決定してない情報が錯綜するっていうこと、やっぱり避けたいなって私は気はするんです。やはり市の公式の情報はこちらですよっていうところが徹底できる体制というのが今後重要になってくるんかなと。やはり今後のことの3波、4波の想定をする中で、そういったところの対応というのをちょっと気をつけていただいていたほしいというところです。

では、マスクの配布事業の検証についてはこれぐらいにさせていただいて、本題のほうの専決処分についてのありかたについて入っていきたいと思います。

そもそも専決処分というのは地方自治法第179条と第180条において定められたものですが、このうち第180条の専決処分は、議会からの委任による専決処分なので今回は該当せず、今回の事案は第179条の専決処分に当たります。この第179条に基づく専決処分は、次のいずれかに該当する場合に行うことができると法に定められております。1番、議会が成立しないとき。2番、一定の要件の下で議会の会議を開くことができないとき。3番、長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。4番、議会において議決すべき事件を議決しないとき。この4つのケースが該当するとされております。

今回のマスク配布事業の専決処分は臨時会で理事者側からの理由説明のとおり、この3番の緊急を要するための専決が該当します。我が国の地方自治は議会の議員、行政の長の双方が直接選挙で選ばれるという二代表制を取っております。地方自治法において自治体の長には執行権を、議会には議決権という権限をそれぞれに与えています。この両者の関係はバランスとチェック、均衡と抑制とも言われ、両者がお互いを尊重し、また監視することで適正な自治が行われることを期待しているものです。この基本的なルールに基づかないのが専決処分、議会にとって存在意義そのものとも言える議決権を自治体の長に委ねるという点で、その運用には慎重さが求められるのは言うまでもありません。専決処分については議会の議決権の放棄という点ばかりがクローズアップされますけども、私は議決権を放棄しても議会の行政に対するチェック機能までは放棄してはならないと考えます。

今、国でも自治体でも、何らかの事業計画の折には必ずといっていいほどPDCAサイクルを回すという言葉がもう呪文のように盛り込まれるんです。ところが、不思議でならないのが議決してしまったものが必ずそのPDCAのテーブルに乗っていないことなんですね。決算特別委員会があるからという理由もあるんかもしれませんが、これは民間企業では考えられへんことなんです。1つの企画や1つの商品を作るに当たって、コスト計算、販売計画、いろんなことを検討した上でその企画が回り始めます。その間、常に事業の収支が取れているかどうかチェックが行われまして、その都度軌道修正が図られたり、場合によっては企画そのものが中止されるということは民間では珍しくありません。

ところが、一旦予算がついてしまえば、何が起ころうが軌道修正しにくいのが自治体です。だからこそ途中のチェックや最後の検証が、同じようなことをやる次の事業を行う際の重要

なポイントとなるんです。それが現状、あまり機能してないと思います。つまり、日本における行政政策は、政策の決定と実行は重視されますけども、その効果の測定と責任の所在が問われない点に特徴があると私は考えます。その原因として意思決定者は議会、政策実行者は行政という、ある意味、無責任な体制というか固定観念が影響しているのではないかと考えるんですけども、ここに一番欠けているのは政策評価という点であって、この評価は事前評価だけにとどまらず、事後評価も盛り込むことが一番重要ではないかと私は思います。

以上の観点から、今回はマスク配布事業の検証をもって事後評価を行ったわけですが、一方、この事業遂行の責任についても明確にする必要もあると思います。特に専決処分を行った場合については、責任の所在は通常の議決以上に市長が負うところが大きいのではないでしょうか。今回、葛城市ではマスク配布事業を専決処分しました。ここまでの検証で、この事業の執行に当たっては数々の問題点があったことが明らかになりました。これらについて、全て市長は内容を把握されていたのでしょうか、あるいは報告を受けられ、どんな対応をされたのでしょうか。

今回の専決については、我々議員は市民のためを第一義として議員の権利を放棄してまで専決処分に同意しました。しかしながら、その手法については心から賛成したわけではありません。緊急を要するという理由でありながら、市民の手に渡るまで1か月以上を要しているのは事実であり、市の政策でありながら、マスクと一緒に誤解を与えるようなお知らせ文書が配布されたり、議会も協力して実現し得たマスク配布という事業でありながら、市長のSNSのネタにされた、言い方悪いですけども。また、責任の所在について明確にした対応が行われているのかどうか、こういうことを踏まえまして、今回の専決が本当に緊急を要するものであって必要だったのか、それをもう一度見直す必要があるのではないかと思います。

今回のコロナ対策においてもさらに緊急を要する事態が今後発生する可能性もあります。専決処分に頼らざるを得ないケースが出てくるかもしれません。そうなる前に、いま一度専決処分の意義と重み、市長の責任について、どのようにお考えになって今後対応されていくのかについて、市長のお考え、お聞かせいただけますでしょうか。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 今回のコロナウイルス感染症の拡大を受け、市場におけるマスクの品切れ状態が続いていたことから、市民の皆様の安全を第一に考え、マスクの全戸配布を企画、実施することとし、感染症対策として1日も早く市民の皆様にお届けするため、地方自治法第179条に規定されております、長が特に急を要するため、議会を招集する時間、猶予がないこととして予算を専決処分させていただき、議会全員協議会で説明させていただきましたところ、様々なご意見をいただき、そのご意見を踏まえ、検品の実施と不備があった場合には交換する旨を記載した文書を配布時に添付することとさせていただきます。

今回、不備不良品があったことは非常に残念でございますが、一般論として、どの事業者であっても完全に不備のない商品を納品することは困難かも知れませんが、可能な限り適切な執行ができるよう、今回のことを踏まえまして、今後はより丁寧に確認等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。今回のことを踏まえて、今後は可能な限り適切な対応をしていただくということをお約束いただきました。これまでマスクの配布を元に専決のところまで踏み込んでお話しさせていただきました。この件の総括といたしまして、これまで経験のないこと、しかもその対応に緊急を要する事態において、どう対応していくかについては非常に困難な決断を要します。これは市長であり、議会であり、これは職員であっても皆同じだと思います。ただその瞬間の決断が正しいかどうかという検証がその直後に分からないこともあります。歴史が判断することもありますので、今後やっぱりその検証は1回で終わりというのじゃなくて後々やっぱり見直して、あれはこうだったけどもこっちのほうがよかったとかいうところに生かしていただきたいと考えます。

いろんなことを申し上げましたけども、今回のこの専決のことを1つ問題提起として、実は私、一番言いたいことがあるので、ここに皆さんに対してちょっと問わせていただきたいと思います。今、あえて私は問います。自分も含めて、ここにいる皆さんに問います。葛城市は意思決定の場面とその後の政策運用の面において、市民に胸を張った仕事ができているですか。スムーズな市民サービスの提供につながっていますか。何か問題が起こったときに責任を他人任せにしているませんか。今、みんなが楽しく仕事に関わって携わっていますか。お互いが気持ちよく仕事をできる組織ってというのは非常に難しいです。でも、その組織が実現したら、その組織は非常に強くなります。どんな難局が来ようと立ち向かえます。対応の誤りも最小限で済みます。そういう組織に少しでも近づいていくために我々一人一人が今現状できることを、それを考え直してみましよう。これが今回一番、本当は私が言いたいことだったので、これを1つ提言として、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、もう時間があんまりないんですけども、3番から2番に変わりました葛城市の今後の自治体ICT政策についてに移ります。

もうご存じのように、新型コロナは世界中で人々の生活と経済活動を一変させました。同時に行政のありかたについても、従来とは異なる対応が求められているのは周知のとおりです。そんな中で、世界の国、自治体において、コロナ対策と行政執行を両立する方法として、行政のデジタル化の有用性が再認識されております。諸外国では、従来にも増してICTを駆使したデータ処理による業務改革が加速しております。しかし、残念ながら日本国内に目を向けると、周辺諸国との比較においても行政のICT化は非常な後れを取っており、一刻も早く国全体でのデジタル化に方向修正しなければならない状況に来ております。古くは、今から20年前の森内閣においてE-ジャパン構想というのを掲げられて、5年以内に世界最先端のIT立国になるとうたわれておりますけども、それを受け継いだ歴代政権も同じことを模索しながら、なかなか進まずに今に至っているのが現状です。

その理由としていろいろ研究はされてるんですけども、1つには日本におけるICT行政を担当する省庁が内閣府であったり総務省であったり経済産業省、文部科学省、厚生労働省など縦割り行政の組織で指示命令系統がそれぞれ別々に出てる、これを指摘される方がいま

す。そういうせいもあって、今このコロナ禍において、この各省庁にまたがっているデジタル部局を集約して、国と統一したICT政策に取り組める新たな省庁の設置も検討されると聞きます。また、省庁や自治体、企業が使う情報システムの基本的な部分を共通化して、コロナ後の社会のデジタル化を本格的に推進する計画もようやく検討され始めました。今後、地方自治体においても感染症対策など、新たな自治体業務のありかたを見直す上で、ICTを活用した業務改革への取組は必須となると思います。以上の社会情勢を踏まえて、今後の本市における自治体ICT活用について、中でも、今一番自治体のICT政策で注目されているRPAについて伺ってまいります。

まず、RPAとは何ぞやというところなんですけども、RPAも英語で言うんですけど、ロボティックプロセスオートメーション、日本語に訳すとますます分かりづらい。仮想的労働者とかソフトウェアロボットと言われます。要するに何かというと、これまでパソコンを使って職員が手作業で行ってる実務におけるパソコン操作の部分、それとパソコン自体が処理する作業の部分等を自動化しようやないか、一言で言うとこれです。それによって人の介入する時間を極限まで減らす仕組みのことをRPAと言っております。イメージしていただいたらいいのが、これちょっと業種でも異なるんですけども自動車メーカーの製造ラインで、今やもう人がいなくてロボットが自動で自動車を組み立ててラインが流れている。こういったイメージを行政の事務処理上で実現しようというものがRPAです。

今、行政職員の仕事は職種にもよるんですけども、ほとんどが机に座ってパソコン相手に行う事務処理であって、その中身も対応の定型作業を繰り返し行うという、非常に生産性の低い単純業務が多くウエートを占めています。勢いそういった業務は手間がかかるんで本来の住民サービスがおろそかになるため、臨時雇用職員等の時間単価が安い職員が増員されて対応に当たることになっております。民間企業に置き換えますと人件費当たりの生産性をいかに向上させるかが至上命題でありますので、手間がかかるのなら人を増やせばよいという役所の考え方とは別に、積極的にICTを取り込んで非生産的な業務をどんどん自動化していこうと、こういう違いがあります。今、世界では先ほど申しましたように、このRPAを使って国家や自治体、企業の区別なく業務の効率化っていうところが非常に速度で進んでおります。

さて、話を本市に戻します。この業務改革の切り札ともされるRPAですけども、令和元年度、実証実験ではありましたが橿原市と共同で実施されております。今後の自治体政策の生産性革命をもたらすと言われるRPAにいち早く取り組むことは、今後の自治体の競争力を高めることにつながります。まずは、この実証実験の実施に至った経緯について教えてくださいませんか。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。RPA実施の経緯でございますが、この事業は、県から補助金をいただける奈良モデル事業として奈良県が県内市町村からの募集を行い、これに葛城市と橿原市が応募し、その選定を受け、令和元年度に2市共同

でRPAを活用した業務効率化の実証実験を行ったものでございます。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。次に、このRPAの実証実験の選定対象となった業務、並びに対象となった庁舎内システム、その事業金額について、もう少し詳しく教えてください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。実施した内容ということでございますけども、まず初めに、2市共同でプロポーザルによる業者選定を行いまして、この結果、西日本電信電話株式会社が契約の相手として選定されました。葛城市との契約金額でございますが、これは税込みで346万5,000円。その内容につきましてはソフトウェアの使用料、研修会費用、業務ヒアリング費用、業務分析費用、シナリオ作成費用、成果報告書作成費用となっております。

実証実験に使用したシステムでございますが、これはWinActorというシステムを使用したところでございます。実証実験を行う業務については、その候補といたしまして健康増進課が行っておりますB型定期予防接種のデータ入力業務、管財課が行っております入札参加資格者名簿登録業務と業者選定委員会資料作成業務、保険課が行っております高額療養費支給勧奨通知業務の4つの業務をピックアップいたしまして、このうちの健康増進課のB型定期予防接種のデータ入力業務と管財課の入札参加資格者名簿登録業務の2つについてRPAを使つての実証を行ったところでございます。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。RPAのアプリケーション、システムは多種多様にあるんですけども、自治体の導入に向くRPAとなると現状での選択肢はかなり絞られてきてます。その理由として自治体のシステムはL2WAN、総合行政ネットワークという基幹システムがあったり、各部署固有のシステムが非常に混在してるという、こういった環境でRPAを動かせるというのはかなり難しいということで、その辺りで選択肢限られてくるのかなと思います。

本市の実証実験ではWinActorっていうのを使われたということですけども、実はつい先頃、5月20日に内閣官房が世界最大手のRPAのアプリケーションを持つてるUiPathというところとパートナーシップ締結されております。こういうニュースもあって、今後国と地方が統一したRPAのアプリケーションを導入するっていう動きが出てくる可能性があります。このUiPathについて、私も実は昨年システムの展示会で実際に触ってきたんですけども非常に使いやすい。現状のいろんな基幹システムが入り乱れてる自治体において、どれに対しても互換性を持っており、プログラム、OSのバージョンによっても全然問題なく動くということで、非常に汎用性の高いシステムであるなという気がしました。

このUiPathなんですけども、現状奈良県内で入れてらっしゃるところは、これも調べると奈良市でした。奈良市みたいな大きなところっていうのは実際のところ、こういうシステムの比較においては、あまりこの自治体規模で参考にならないというのが定説なんです

けども、実はいろいろ話を伺っていると、いや、そうじゃないなっていうのが分かってきました。

というのは、このRPAを入れる場合、実はこれはそれぞれの業務を自動化するということにあるので、それぞれの担当者ごとに実はやり方が違います。同じ業務をやっても、その人によって操作、あるいはその集計のやり方が違うということがありまして、そこを単純にRPAに置き換えると、それだけの同じ数のロボット、RPAが存在して、ますます業務が複雑になる、あるいは担当者が代わるとそれがもう動かなくなる。そういう懸念があるので奈良市ではどうされたかという、まず、その業務の洗い出しを全部、これプロジェクトチームをつくられたわけなんですけども、業務を洗い出しながら自動化できる定型処理を、共通項のところを抜き出す作業を、これに時間をかけられたってことです。結局そこまでやってしまうとRPAシステムの肝となるシナリオ、要するにどういう作業をさせるかっていうところの流れが全部決まってくるので、そのシナリオを何パターンか決めることで、それをそっくりそのままRPAに置き換えると、担当者が代わっても、あるいはシステム構成が変わっても非常に簡単なままでできる、そういうことをおっしゃってました。ということは、やはりその辺のノウハウというのは先に走ってる自治体からしか学べないんですよ。県内で幸いにして奈良市がやってるということで、その辺の情報をもし共用できて勉強できるのであれば、その辺も踏まえた上で、今後本市のRPAのほうの導入について、また考えていってもらえたらなという気はします。

RPAについて、あと導入のメリット、本市についての特にメリットというのはあと1つあると思います。これ何かというと、今現状ファシリティー、やっぱり進んでない状況で庁舎が複数に分かれております。その中で、同じ業務をやったり複数でやってるところがありまして、これを置き換えるだけでも非常に、自動化できるところによって人員の時間が浮いてきます。それによって空いた時間を本来の市民サービスに向けるってということにもつながりますので、この辺を挙げてらっしゃる導入自治体も多いんですけども、RPAを入れる目的ってというのは業務の自動化だけじゃなくて、本来の行政の方が市民対応に注力する時間を割くところなので、その辺りを踏まえながら、今後RPAの導入というのを引き続き検討していただけるということですので、その辺りも踏まえた上でお願いしたいと思います。ちょっと時間が残り少なくなってきました、2番目の質問ができないんですけど、ちょっとざっと流れだけ、部長、申し訳ございません。

2番の質問として、法定外公共物の取り扱いについてお話しさせてもらおうと思ったんです。これ何かというと、法定外公共物、特にこの中で里道について、その管理責任が現状どうか。これについては明治期以来、実は管理責任がはっきりしてないんですよ。法律も改正されてるんですけども、最終的にその管理責任は、所有は行政になってるんですけども、今現状、管理責任については受益者負担ということで、その道を利用してる方に委ねられております。窓口は大字になる。ところが受益者負担になってるがゆえに、そこの管理しての方が亡くなったとき、もう特に草刈りの問題とかが非常にできなくなってきました。里道に関しても、もう使えなくなった里道がそういうふうにして市内でもたくさん残ってきてるん

ですけれども、そこのところをやはりいろんな非常時にその辺が支障になったりすることも考えられます。また、里道を横切る公共物、ガス管であったり何かありますけれども、そういうことが破損したときの責任っていうこともやっぱり問題が発生してきて、自治体によってはその辺の条例を決めて管理者の責任とか、どう対応していくかというのを決めてらっしゃいます。その辺についての話をしたかった。ちょっと今回、時間がなかったので、こういう紹介だけで終わらせていただきます。

以上で、私の質問を終結させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

下村議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

最後に、1番、杉本訓規君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声をしっかり市政に届けるよう頑張っ
てまいります。

私からは、今回2点ございます。1点目は、幼児教育無償化後の影響について、2点目は、公園遊具について質問させていただきます。本日最後で、皆さんお疲れのところでしょうけれども、いましばらくお付き合いください。よろしく願いいたします。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 それでは、よろしく願いいたします。

1つ目、幼児教育無償化後の影響について質問させていただきます。昨年10月より消費増税の財源を使って幼児教育、保育の無償化制度が始まったところですが、葛城市において今まで待機児童の数と推移とその対応について、また現在まで様々な対応をされていると思いますが、その対応状況について教えていただきたいと思います。そして、今回の無償化を受けて、今後の待機児童の受入れ確保の方策について、現在の方向性などいろいろお聞きしたいと思います。

まず1つ目、消費税が増税された昨年の10月から葛城市、国の政策として幼児教育の無償化が始まりました。このことにより令和2年度の入所申込みなどについて、これまで大きく変わった変化、待機児童等、幼稚園、保育所、各部長、よろしく願いいたします。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。よろしく願いいたします。

まず、お問い合わせでございます。無償化の影響があるかとのお問い合わせでございます。市内の公立及び私立保育所の平成30年度入所の申込児童数が941名、平成31年度の入所の申込児童数は993名で、無償化後の令和2年度入所の申込児童数は1,024名でございました。平成30年度と平成31年度の差は52名で5%の増、平成31年度と令和2年度の差は31名で3%の増でございました。申込数の増加はあまり変化はございませんが、今年度の待機児童数は年度当初が28名、今年度末には約50名ほどとなる予定となっております。

この3年間におきまして、市内の私立保育所におきましては定員の弾力化運用をしていたきまして、また、公立保育所におきましても申込数が毎年1割ずつ増加している状況でございます。市内において住宅開発が進んでいる状況もございますので、今年度入所における申込数の1割増が人口増によるものなのか、無償化の影響によるものなのか分析しにくくございますが、今後幼稚園の在園児童数の推移も併せまして検証していく必要があると考えております。

以上でございます。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

教育委員会のほうから、ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

市内の幼稚園の平成30年度園児数につきましては460人、平成31年度の園児数は409人で、無償化後の令和2年度園児数は377人で行いました。平成30年度と平成31年度ではマイナス51人で約11%の減、平成31年度と令和2年度ではマイナス32人で約7%の減で行いました。このことに伴います市立幼稚園への影響でございますが、内訳の増減傾向といたしまして、小規模幼稚園では少人数ではありますが増加していることに対しまして、大規模幼稚園での園児数の減少が見られます。この増減につきましては、充実した幼稚園教育を受けることができるのと在園児や保護者の方々にはよい影響となっているようにも受け止めております。

これは各ご家庭の判断で保育所等を選択され、女性の社会進出の結果、共働きのご家庭等が増加したものであると考えております。このような状況におきましても魅力ある楽しい幼稚園運営を行うため、3歳児の入園に関して、また給食の回数や保育時間の問題など、昨年度の3歳児の保護者の意見を取り入れた改善をいたしました。しかし、コロナの影響で本格的な実施は2学期からということで、成果はこれから出てくるものと考えております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。待機児童、保育所のほう、約50名ほど。私、議員にならせていただく前、風の便りで葛城市は待機児童ゼロやっというの聞いておりました。やっぱり年々増えていってるというイメージがあります。その中で、幼稚園のほうはちょっと人気がないというあれなんですけどもやっぱり人数減ってきているという、こういう状態なんですけども、子育て世代の受入れとして、市として政策、いろいろ取り組んでる中で、潜在的な待機児童が減るどころか増えてる一方、もう受け入れることができないから預けに来ないでなんて言えるわけもなく、皆さん申し込まれる可能性があるわけなんですけども、現在、申込みに来られた方に関しては受け入れることをほぼできてるという認識で話させてもらいますけども、先ほど部長がおっしゃったみたいに住宅開発が進んでいて、市に来ていただきたいけど受入れができないっていうのは、これなかなかみ合ったイメージがないんです。というか、相反してるような気がします。そこを今後どうされていくのか、しっかり検討を進めていただいていると思うんですけども、その中で、やっぱり出てくるのが保育士不足が大きく慢性的に出てくると思うんですけども、市では令和2年度から会計年度任用職員制度移行され

ていますけども、そういう中で、どういった影響が出ているのか、職員数等々お聞かせ願いたいのと、あともう一つは、保育所不足の問題で、私立では派遣保育士を使って対応されて努力されているっていうのをお聞きしたことがありますけども、これはもう公立ではそういうお考えにならないのか、その2点ちょっとお聞かせ願います。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。ただいまのお問いでございます。お尋ねの公立保育所の保育士のまず人数についてお答えさせていただきたいと思えます。4月1日現在の正職員が34人で、そのうち主任と育児休暇取得中の職員を除きますと保育に携わっている正職員は27人となります。また、今年度から始まりました会計年度任用職員につきましては61人の方が個々様々な曜日と時間で勤務されておりまして、常勤換算、職員に換算いたしますと保育に携わる会計年度任用職員は46人となっております。正職員率は保育士全体で42.5%、保育業務に携わる職員では37%となっております。前年度までと比較いたしますと正職員の割合は増加しております。

次に、保育所のキャパシティーのことなんですけども、今のところは増え続ける保育ニーズに対応するために、キャパシティーにつきましては昨年度に磐城第2保育所のランチルームとリズム室の改修を行っておりまして、今年度から、入所から約40人規模のキャパシティーの拡充を行っております。また、他の2園につきましても保育スペースの拡幅のための改修を既に行っておりますので、受皿の面ではまだ受入れは可能となっておりますのでございます。したがって、現在待機児童が出ている原因としましては保育士不足によるところでございまして、待機の解消には保育士の確保が喫緊の課題でございますので、今年度から始めます潜在保育士再就職支援登録事業も含めまして、引き続き保育士の確保に努めてまいります。

また、会計年度任用職員ということを今年度から始めておりますので、こちらにつきましては処遇を改善した部分がございますので、例えば、今まで臨時雇用の保育士だった方たち全て今年度から会計年度任用職員となつていただいております。雇用の任期は半年ごとから1年ごとへと延びまして、また夏季休暇などの特別休暇の付与やボーナスの支給など職員の処遇は以前よりも手厚くなつてございます。賃金につきましても、会計年度任用職員保育士の時給は県下の他の市町村と比べましても高い水準となっております。

そのような中で、派遣保育士をというご提言をいただいております。派遣保育士を地方公共団体でとなりますと労働者派遣法と地方公務員法との影響で、派遣先の義務の履行や身分、経費、指示系統、職務の範囲など、付随いたします様々な課題があるように思われます。派遣保育士につきましては今後の待機の状況も見極めながら、まずは職場環境を整え、保育士の方が自ら葛城市を選んで働きに来てくださる魅力ある職場づくりをまずは進めることで保育士不足を解消してまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。受皿としてはまだまだ受入れ可能で保育士不足、それはもうそう

やと思うんです。ほんで、もう様々努力されているようですけども、まずはちょっと順番的に後が先に来るんですけども、派遣保育士、今のご答弁で様々な課題があるようなので、これ僕、いきなり今言ったので、また研究しといてください。もう次、聞くときはできるかできないかでいいです。というのは、なぜかってやっぱりこれ多分うまいこといけばうまいこといくと思うんです、僕は。だから、ちょっとその辺課題に入れといてください。

続きまして、寝屋川市のホームページを見てまして、すごく分かりやすく、ほんで待機児童ZEROプランっていうのを打ち出してまして、私学の保育士になられた方、3年で最大31万2,000円の補助とか、家賃1か月当たり月約8万2,000円とかの補助をやってはって、ホームページにも大きく年間待機児童ゼロって書いてます。年間待機児童、どういう意味か分かんないですけども、これ市の大きさが違うから比べるなって言われたら、もう皆さん大都市に行ってしまうので努力されてるっていうのはすごい分かるので、ホームページもきれいなので企画部長、また見といてください。寝屋川市、お願いします。今、ホームページ作ってはると思うので。こういう独自の施策っていうのをやっているって聞いてまして寝屋川市やってはるんですけども、先ほど部長おっしゃった潜在保育士再就職支援登録事業、これは葛城市独自のですかね、どういうもんかちょっと聞かせください。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。潜在保育士再就職支援登録事業についてのお問いでございます。この事業は保育人材を確保するため、主に市内の潜在保育士、未就職であったり離職者であったりの発掘を行い、市内の保育所への就職につなげていくための葛城市独自の事業でございます。具体的には雇用にまでつなげる2つのステップを準備いたしまして、1つ目のステップが講習の受講や職員との座談会、保育現場の見学などを行い、半日の工程で5,000円の報償費をお支払いいたします。次につなげる2つ目のステップにつきましては、働き方改革を進めております保育の現場を体験していただくことで、職場復帰や新規就職に向けての心のハードルを低くいたしまして、継続した勤務につなげていこうとするものでございまして、1日7時間の体験に対しまして報償費をお支払いするものでございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。これはもう始められて、今から、効果は出るようによろしく願います。

次に、ちょっと保育士の職場環境についてお聞きしたい。入ってもらえるのはもちろん入ってもらったらいいんですけども、出ていかれても困るということで環境整備も一生懸命うちはやってはると思うんですけど、いろいろちょっとお聞きしたいと思います。

このコロナの自粛中で、皆さんが自粛してる中でもしっかりと保育士、子どもたち受け入れてすごい僕はもうありがとうございますって思って、大変ご苦労されてると思うので、少しでもいい環境づくり、職場づくりにしていただきたいために職場の声、個人の保育士の声、例えば、僕が直接聞く声と部長が聞く声は違うんかもわかんないんですけど、僕の聞いている声と市が聞いている声ができるだけニアにできるようにアンケートなり、ミーティングなり、

僕は必要やと思うんです、その職場環境改善っていう意味では。そういう行動とか努力はされてるんですか。お聞かせください。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 先ほど来、申しております魅力ある保育の職場づくりについてのお問いでございました。クラス配置につきましてもお答えさせていただきたいと思います。

まず、全国的にも、また県下の市町村におきましても待機児童が出ている原因の多くは保育士不足によるものでございまして、保育士雇用を促進し、いかに安定して雇用をし続けられるかが待機児童解消に向けた課題となっております。葛城市におきましても、新規に保育士職員を採用いたしましても2、3年から早ければ1年で辞めていってしまわれるというような状況で、新規採用職員が定着しない状況がございました。

そこで、一昨年に保育の現場に出向きまして、保育所に勤める全職種の全職員を対象に聞き取り調査を実施いたしまして問題点の洗い出しを行いました。魅力ある職場となるよう働き方改革や事務改善など、様々な取組を現在進めているところでございます。そのうちの1つが新規採用保育士の職場への定着に向けた取組でございまして、新規採用職員のクラス配置につきましてもは保育手法や保護者対応など、ノウハウに乏しい状況にあることを考慮いたしまして、原則1年間は主担任ではなく副担任としてノウハウを先輩から学んでいただき、不安を解消することで職員の定着を図っているところでございます。また、保育所との連絡調整につきましてもは主任保育士との間で、定期的に月1回は連絡調整会議を実施しておりますが、コロナ禍におきましては、更に連携の強化と情報の共有を図るために、随時打合せ会議を実施しているところでございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。ちょっと配置のこと、先言われちゃったんですけども、一昨年ということなのでちょっと空いてるんですかね。またこれはもう必ずやっていただくのと、もう一つは、匿名のアンケートみたいなのも僕は手やと思うんです。やっぱ言えへん、言える人があると思うので、その辺もご検討お願いします。

あと保育士ってすごい僕、特殊やなどこの前思ったんですけども、例えば、免許を持っているからって行って、いきなりぼんて実践じゃないですか。例えば、車の免許取って、いきなり高速道路あんまり行かなくて、やっぱ徐々に徐々に慣れていくのかなと思うんです。それで、やっぱりちっちゃい子がしんどいんか楽なんかちょっと分かんないけど、やっぱちっちゃい子は大変やと思うんですよね。そういうところの配置とかっていうのもちゃんと今されてるっていうことを言っていたいたんですね。ありがとうございます。ちょっとでも保育士がええ環境になれるように努力をされてると思うんですけども、やっぱり個人個人の意見、ほんで辞めていってる方、だんだん減っていったらっていうのもお聞きしてるので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、ちょっと話変わって、施設についてお聞きしたいと思います。磐城第1保育所と常麻第1保育所なんですけども、やっぱりほかと比べて年数もたつてあれなんですけども、

この前、耐震診断やられたと思うんですけども、どのような結果だったんですか、お聞かせください。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所と當麻第1保育所につきまして、昨年度に耐震診断が終わったところでございます。結果は磐城第1保育所のI s値は高いところが1.02、低いところは0.44でございました。また、當麻第1保育所のI s値は高いところが3.39、低いところが2.45でございました。両施設とも何らかの改修を要するとの結果が出ましたので、本年度はその結果も踏まえまして、公立保育所の今後の施設の在り方についてただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 修繕されるということで、どれぐらいかかるか分かんないですけど、子どもたちいるので、これはもう早急にお願いしたいと思うんですけども、その2園については今後どうされるんか、まだ分かんないですけど、最近の傾向、無償化、ちょっと保育園のほうがニーズがあると思うんです。これ以前から何回も言わせていただいているんですけども、葛城市独自、今認定こども園、いろんな選択肢があって、いろんな方法があると思うんです。僕、再三前から言って、認定こども園、早く考えるべきだ考えるべきだと言って、今のお話全部トータルして聞いてたら、ほんまに考えなあかん時期だって思うんですけども、認定こども園、どうお考えなのか、各部長ちょっとお願いいたします。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 認定こども園につきましても今後の施設の在り方の選択肢の1つであると考えております。認定こども園には幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地域裁量型といった4つの類型がございますので、どのような運営形態が適しているのかも検討していく必要があると思っております。地域なども見極めながら公立保育所と幼稚園の施設状況や入所状況も踏まえまして、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

下村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会といたしましても、今後の施設の在り方の1つとして施設ごとに認定こども園への移行につきまして、こども未来創造部との連携を密にし、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 そういう答弁かなとは思ってましたけども、先ほども申し上げましたけど、やっぱり保育所にニーズがあるように僕は思います。先ほどお聞きした保育所2園、考えていかなあかん時期、もうそれも分かります。いろんな選択肢ありまして民間委託、指定管理等、選択肢いろいろあって、部長方、皆さんしっかり考えてんの分かってるんですけども、やっぱりもう再三僕は言い続けますので、今後も待機児童ゼロ、厳しいかもわかんないんですけど、できる

だけゼロに近づけるようによろしく願いして、1つ目の質問、終わらせていただきます。

2つ目、葛城市の公園整備、遊具について、公園遊具と言いながらプラスチック遊具のことを言いたいんですけども質問させていただきます。以前もさせていただいて何回も質問させてもらいますけど、僕はしつこいので再度質問をさせていただきます。

子どもたちの成長の過程の中で、遊び場である公園施設、重要だと私は考えます。葛城市では子どもたちが増えていって、他市からも来ていただいて父兄の方々のニーズ、要望も変化してきていると私は考えております。特に他市から来られて、前のところはあったのになくなっていく声が僕は多いのでこの質問に至っております。その中で、遊具が使えないときがある、草がひどい、プラスチック遊具を葛城市につくってほしいという声、すごく聞きますので、前回と引き続き質問させていただきます。まずは、前回もお聞きしましたが、葛城市内の公園遊具修繕状況をお聞かせください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

市内公園の修繕状況でございます。都市公園法の一部が改正され、技術的な基準において1年1回の点検が基本となっております。もうそれで毎年点検をさせていただいております。その点検結果をもとに、翌年度に修繕工事を実施しているという状況でございます。令和元年度の実績を報告させていただきます。公園遊具、46公園においてブランコ、滑り台、ジャングルジム等の187基の遊具の点検を実施しております。

続きまして、修繕費のほうについてでございます。平成30年度に点検をいたしました結果に基づき、令和元年度に修繕をしております。点検結果に基づく遊具のある21公園につきまして44基の修繕工事を実施しております。

以上です。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。毎年結構修繕かかっているんですけども、次に大和高田市、ちょっといろいろ調べたんですけどもプラスチック遊具、結構に一斉に公園に配置された時期があると思うんです、ちっちゃい公園にも。お聞きしたら長寿命化計画に乗せて一斉にやっただけですけど、これ葛城市ではできないんでしょうかね。ちょっとお聞かせください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 現在、葛城市では交付金対象事業要件の面積要件2ヘクタール以上の大規模な都市公園、新町公園や屋敷山公園、葛城山麓公園の3つの公園に対し、公園施設長寿命化計画を策定しております。現地調査に基づき、処分制限期限を超過し、また危険度判定がC以上の公園施設を年次計画に基づき、事業費要件の3,000万円の更新が必要な公園施設について、国庫補助金の範囲で順次更新をしている状況でございます。大和高田市につきまして確認いたしましたところ、小さな街区公園の遊具を含む都市公園について長寿命化計画を策定し、順次更新を進められているということでございます。一斉に大和高田市の遊具が替わった理由といたしまして、先に申しました補助事業費要件3,000万円をクリアするために小さな街区公園の遊具更新を含め、補助要望され補助金の範囲内で遊具の更新をされたと思われま

葛城市では新町公園フェンスなどの更新を中心に長寿命化対策事業を進めております。

また、今後の長寿命化計画策定の予定でございますが、計画策定に係る委託費用について補助対象となる期間が延長されております。令和5年度中に策定される計画が補助の対象となり、また策定済みの3公園の計画についても中間の見直しが必要となるため、これらを配慮した中で、効率的なタイミングで小規模街区公園の遊具についての計画策定を検討していきたいと考えております。

以上です。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。3,000万円を超えなければ使えないって、簡単に言うとそういうことですね。ありがとうございます。

次に、令和元年12月改定の葛城市緑の基本計画の中に、39ページにアンケートが載っております、公園に関しての。これ前はなかったんです、今回から出てきたんですかね。これ813票返ってきてるアンケートにご協力していただいたんでしょうね。アンケートに答えてくれてる方っていうのは僕、葛城市のことをすごい考えてくれてる方やと思うので、いつも興味深く見てるんですけども、このアンケートの質問の1に、公園の利用状況と求められる公園について、問いが、葛城市内の公園をどれぐらいの頻度で利用していますかっていうアンケートに対して、年に数回程度、3回、10回が27.3%、ほとんど利用しない、年2回程度24%、全く利用しない18.7%なんです。これ聞いた年代とかによって違うと思うんですけど、月に1回も利用されない方が70%、ほとんどなんですよね。この2つ目のアンケートに、今後葛城市にどんな公園があればいいと思いますかというアンケート。まず一番多かったのが子どもが安心して遊べる公園、40.1%、23.7%の方が遊具やスポーツ施設が充実した公園を今後あればいいとお答えされてるんですよね。これを受けて、これから公園の考えというか整備について、部長どういってお考えでしょうか、お聞かせください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 今回の緑の基本計画改定において、市民を取り巻く緑の現状と緑に対する意識、意向を把握するために市民アンケートを行っております。その問いの中に、議員ご指摘の質問項目があり、その回答として遊具やスポーツ施設が充実した公園に対し、23.7%の市民の方がこれらの公園を希望されているという回答をいただいております。この問いに対しましては、子どもが安心して遊べる公園が、先ほど議員が申されました40.1%と最も多く、次に災害時の避難場所にもなるような防災機能が充実した公園が38%となっております。

現在、葛城市では吸収源対策公園緑地事業、公園施設長寿命化対策支援事業を行っております。吸収源対策公園緑地事業で整備する公園は緑化率80%以上の芝生の公園で、小さな子どもでも安心して遊べる公園となっております。また、災害時には地区の避難拠点としても使用でき、マンホールトイレも備えております。これらのことから、市が実施しているこの事業につきましては、市民のニーズに沿ったものと考えております。また、公園施設長寿命化対策支援事業では新町公園の運動施設の高尺フェンスなどの更新を行っており、今後は他の公園においても大型遊具の更新も計画していることから、上位で回答をいただいております。

す子育て世代のニーズに沿ったものであると考えております。

議員ご指摘の遊具の希望される意見につきましては、現在遊具の新設を対象とした補助事業が見当たらない状況ではございますが、今後の補助事業の動向も、県とも連携を密に取りながら情報を収集し、遊具新設の事業化に向けて進めたいと考えております。

以上です。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 次に、葛城山麓公園についてちょっとお聞きいたします。この前に、私、子どもと蛙を探したいと言われたので葛城山麓公園に行ったんです。蛙は見つからなかったんですけども、木製の遊具、皆さん最近見られてるかどうか分からないんです。かなり劣化してる、劣化という表現がいいんかどうか分からないんですけども、これは更新時期、もう来るんでしょうかね。ほんで、そもそもなんですけども、その葛城山麓公園は木製の遊具じゃないと駄目なんでしょうかね。ちょっとその辺お聞かせください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問でございます。葛城山麓公園は風致公園であるため、その公園の風景になじむよう木製の遊具が選択されたと思われま。必ずしも木製である必要はありませんが、まず景観に配慮した色彩を中心に遊具を検討する必要があると考えております。また、長寿命化支援事業に乗る葛城山麓公園内の大型遊具の今後の更新スケジュールでございますが、補助金の内示状況で若干の前後はあると思っておりますが、令和3年度に設計委託、令和4年度から令和5年度にかけて遊具の更新を予定しております。

以上です。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。今の答弁では、景観に配慮したプラスチック遊具なら大丈夫なんですね。探しときます。ありがとうございます。

次に、ちょっと話変わりますけど、高齢者の健康遊具についてお聞きいたします。子どもたちの遊具というのはさることながら、最近ではいろんな公園を調べてますと、中高齢者のための健康遊具っていうのもっと公園に、中高齢の方々をやって運動不足を解消しましょうみたいな動きがあるみたいです。コロナで自粛中でもやっぱり高齢者の方、運動不足やっていう人、結構僕お聞きしたんです。

その中で、ちょっといろいろ調べてましたら、結構前の資料なんですけど、山口県では山口県における高齢者の公園利用に関する研究っていうのを出しておられてるんです。この中には、全部は言いませんけども健康遊具に特定の定義はない、軽い運動を目的につくられた遊具である。全国的には健康遊具の配置が急増しているって書いてあるんです。そういう努力されてる方、ネットいろいろ見たらいっぱい出てきます。その中で、葛城市、高齢者のための健康遊具、どういうお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。高齢者を対象とした健康遊具の導入実績でございます。葛城市が維持管理している公園ではJR大和新庄駅東公園、今在家公園に設

置しております。どういうものかと申しますと、遊具の内容といたしましては脚、筋肉、背筋などをぐっと伸ばす鉄棒とかベンチなどの物と、あと可動する台に乗り、手すりにつかまってバランス運動を取るような物でございます。健康遊具があることで高齢者が公園に出るきっかけとなり、今おっしゃられましたようにコロナによる運動不足の解消も含め、高齢者の健康維持に役立つ可能性はあるものと考えております。今まで大字のほうから要望書などで、高齢者向けの健康遊具の新設の要望はございませんでしたが、今後そのような要望がございましたら都市公園関係では該当する補助はございませんが、福祉などの部局とも確認をし、連携を取りながら事業化の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。今、もう既にあると、ちょっと僕、分からなかったのもたまたま見えます。また今後、こういう動きがあればしっかり対応していただけるということで、よろしく願いいたします。

そしたら、まとめに入っていきます。プラスチック遊具の検討についてお聞きしたいと思います。再三言ってますプラスチック遊具、やっぱり見た目はよくて、やっぱり大きいのがあれば特に、公園とか入ったらすごい、他市とか行って見たら、やっぱりすごい何か子どもたち活気に遊んでていいなと思うんです。ほんで、大和高田市にまたお聞きしたんですけど桜の大神公園の遊具、こういう滑り台があって、これがいいんですね。プラスチック遊具のこういう滑り台があって、ちょっと分かりにくい。また見といてください。それで、階段があつてみたいな一般的なやつですよ。でも、自分の子どもも連れていってもやっぱり、わああの滑り台より、やっぱりわああの滑り台のほうが好きなんですよ、子どもは。だから、もう痛感して僕は何回も言ってるんです。これお聞きしたいんですけども278万円らしいです。再三さっきから部長も補助乗せる、補助がないと、探しますじゃなくて独自でも。その278万円というのは工事費込みなんかどう分かんないですよ。それはちょっと僕が電話で聞いただけなので。278万円なので、僕も再三言ってますし、ほんで葛城山麓公園、もう更新時期近づいてるってことじゃないですか。ほんで、景観に適したやつ、僕、探してきますので、ちょっとお聞かせください、お考え。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。葛城山麓公園にはブランコ、ロープウェイ、ローラー滑り台、複合遊具の大きい大小、砂場、2か所の遊具がございます。長寿命化計画につきまして平成30年度に策定し、設置年からの経過年数、現地調査、危険度判定、公園担当課の意見を聴取し、また事業費の平準化を検討した中で、できる限り早期に遊具が更新できるよう長寿命化計画を策定しております。計画ではローラー滑り台、複合遊具大小、砂場1か所の危険度判定が令和2年度での更新計画となっております。国費の内示の関係上、令和2年度については、先に更新を進めております新町のフェンスの更新を行う予定となっております。

すみません。長寿命化対策による遊具の更新について基本、現在設置されている遊具と同

等品となります。しかしながら、現在、機能面が同じで価格面においてもスチール遊具とプラスチックの遊具とでは大差がない場合については、プラスチック遊具の導入も奈良県に確認の上、検討できると考えております。なお、葛城山麓公園につきましては風致公園で緑の山中にあるため、その素材も風景になじむものにする検討があると考えております。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。私、インターネットとかで見てて、すごい子どもが遊べる公園っていう、大きい公園いっぱいあるんですけども、葛城市の公園もそれに対等にいけるぐらいの広さもありますし、ほんまに工夫次第で、インターネットで上がってきたらすごい他市のナンバーの車とかいっぱい止まってるんです、有名な公園っていうのは。やっぱりすごいなと思うんです。ほんで、いろいろ行ったんですけども、これから市内、市外の方が少しでも多く訪れる魅力ある公園づくり、僕も提案していきますけども、最後に市長にお聞きいたします。今までの話聞いて、プラスチック遊具、どうでしょうか。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 なかなか興味深く聞かさせていただきました。公園を使用される方が小さい子どもから、ある一定の年齢層は多分飛ぶんでしょうね。それと高齢者の方が非常に公園をお使いになっているということはよく分かります。その中で、どういう公園なのかなと思ってイメージをずっとお話を聞きながら描いてたんですけど、どうも近くの公園は高齢者の方が多分何か散歩したりとか、そういう形の使い方もあるのかな。そうすると高齢者用の遊具というのは割合と身近な公園での使用というのを考える必要があるのかな。それと、子どもたちのプラスチック遊具、大型の物については葛城市においては大きな公園についての設置を考えておく必要があるのかなと思うようなイメージを抱きながら考えておりました。

まず、葛城市、議員ご指摘なんですけど、割合とやっぱり市外からも来ていただいています。それはある種、遊具もそうなんですけど自然を求めて来られる場合もあったりして、その魅力というのはその公園によっていろいろあると思うんですけども、プラスチック遊具、僕はあってもええのかなと思って話、聞いてました。まず身近なところの高齢者用の遊具、それと最近ちょっとミニ開発多いんですので、そやから身近なところの子どもたちの小さな遊具もやっぱり考えていく、その3本立てぐらいで考えていきたいなと思ってます。

遊具につきましては平成30年度、順次更新という形の計画を作らせました。もう議員が心配していただきましたように、葛城山麓公園の木製の大型遊具がやっぱり劣化というか、年々やっぱり傷んでくるんですよ。それを切り替えるためにそういう計画を作らせましたんですけども、その計画作った中で、今後木製でなければいけないのかどうか、再検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。何回も言ったかいがありました。よろしく願いいたします。子育て世代の方々が葛城市に来ていただいた。先ほど井上部長も言ったみたいに、やっぱり開発進んできて若い世代の方が来たときに、子育て頑張ってるから来たはいいけど、受け入れ

れない。保育所の問題なんですけども、そんなんもう言えるわけもなく、ほんで来たはいけど、あれ、遊具がぼろぼろとか、これも何かちょっと残念なので、そういう受皿というか、そういうベースをしっかりと造っていただきたいと思っているだけなので、もう今後もそういうところを目、配っていただいてしっかりと子育て支援よろしく願いいたします。いろいろ言いましたけども、丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上でございます。ありがとうございました。

下村議長 これで杉本訓規君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月25日午前10時から再開いたしますので、午前9時半にご参集願います。

なお、明日10日から18日までの間、各常任委員会、県域水道一体化調査特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時13分